

平成30年3月
平成30年第1回栃木市議会定例会
議案説明書（その1）

栃 木 市

番 号	件 名
報告第 1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）
報告第 4号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）
議案第 1号	平成30年度栃木市一般会計予算
議案第 2号	平成30年度栃木市国民健康保険特別会計予算
議案第 3号	平成30年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
議案第 5号	平成30年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
議案第 6号	平成30年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計予算
議案第 7号	平成30年度栃木市水道事業会計予算
議案第 8号	平成30年度栃木市下水道事業会計予算
議案第 9号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第6号）
議案第10号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第11号	平成29年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第12号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）
議案第13号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算 （第2号）
議案第14号	平成29年度栃木市下水道特別会計補正予算（第1号）

議案第15号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算(第3号)	
議案第16号	平成29年度栃木市水道事業会計補正予算(第1号)	
議案第17号	栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について	1
議案第18号	栃木市新斎場整備基金条例の制定について	2
議案第19号	栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	3
議案第20号	栃木市移住体験施設条例の制定について	4
議案第21号	栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	6
議案第22号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
議案第23号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第24号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	46
議案第25号	栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第26号	栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第27号	栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について	95
議案第28号	栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	99
議案第29号	栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める	

	条例の一部を改正する条例の制定について	103
議案第30号	栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	111
議案第31号	栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	121
議案第32号	栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	128

(蔵の街課)

議案第17号

栃木市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について

提案理由

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第11条第1項の規定に基づき、栃木市歴史的風致維持向上協議会を設置するため、栃木市歴史的風致維持向上協議会条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(斎場整備室)

議案第18号

栃木市新斎場整備基金条例の制定について

提案理由

新たな斎場の整備に必要な資金を積み立てるための基金を設置するため、栃木市新斎場整備基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第17号と同じ。

(地域包括ケア推進課)

議案第19号

栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例の制定について

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第17号と同じ。

(住 宅 課)

議案第20号

栃木市移住体験施設条例の制定について

提案理由

移住希望者等が本市の生活を実体験できる施設を設置するため、栃木市移住体験施設条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参照条文〕

議案第17号と同じ。

栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正
する条例の制定について

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正等を踏まえ、市の保有する個人情報の保護の推進等を図るため、栃木市個人情報保護条例及び栃木市情報公開条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市個人情報保護条例の一部改正

- (1) 個人情報の定義を明確化するとともに、個人情報に個人事業主に係る情報を加えること。(第2条関係)
- (2) 原則として収集を禁止する個人情報を、要配慮個人情報に改めること。(第5条関係)
- (3) 個人情報の直接収集の適用除外事由を改めるとともに、本人から直接書面により個人情報を収集する場合には利用目的を明示しなければならないこととすること。(第7条関係)
- (4) 電子計算組織の結合の制限を緩和すること。(第9条及び第10条関係)
- (5) 個人情報の明確化等に伴う自己情報開示請求に係る非開示情報の見直しを行うとともに、独立行政法人等及び地方独立行政法人に係る規定の整備を行うこと。(第15条関係)

(6) 自己情報開示請求に対する決定において、自己情報に第三者に関する情報が含まれる場合の第三者保護に係る手続を設けること。

(第22条関係)

(7) 開示決定に対する第三者からの審査請求を棄却する場合等における第三者保護に係る手続を設けること。(第28条関係)

(8) 出資法人が取り扱う個人情報の保護に係る規定を削ること。

(第27条関係)

2 栃木市情報公開条例の一部改正

(1) 個人情報の定義の明確化等に伴う情報公開請求における非公開情報の見直しを行うとともに、独立行政法人等及び地方独立行政法人に係る規定の整備を行うこと。(第6条関係)

(2) 情報公開請求に対する決定において、公開する情報に第三者に関する情報が含まれている場合の第三者保護に係る手続を設けること。

(第11条関係)

(3) 公開決定に対する第三者からの審査請求を棄却する場合等における第三者保護に係る手続を設けること。(第16条関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

現 行

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 実施機関の義務（第5条—第13条）

第2節 開示、訂正等の請求（第14条—第23条）

第3章 審査請求等（第24条—第26条）

第4章 雑則（第27条—第31条）

第5章 罰則（第32条—第36条）

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に係る情報を除く。）で特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、
図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録され、当該実施機関

改 正 案

【栃木市個人情報保護条例の一部改正】

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 実施機関における個人情報の保護

第1節 実施機関の義務（第5条—第13条）

第2節 開示、訂正等の請求（第14条—第25条）

第3章 審査請求等（第26条—第29条）

第4章 雑則（第30条—第33条）

第5章 罰則（第34条—第38条）

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(4) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(5) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(6) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

現 行

の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(5) 略

(6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するものに記録され、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

(7)・(8) 略

(9) 電子計算組織 電子計算機を利用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(収集禁止事項)

第5条 実施機関は、次に掲げる個人情報の収集を行ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき又は栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 人種及び民族に関する情報

(2) 思想、信条及び宗教に関する情報

(3) 犯罪に関する情報

(4) 社会的差別の原因となるおそれのある情報

(収集方法の制限)

第7条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 略

(6) 国又は他の地方公共団体から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の

改 正 案

ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものを除く。

(7) 略

(8) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(9)・(10) 略

(収集禁止事項)

第5条 実施機関は、要配慮個人情報の収集を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれか（特定個人情報にあっては、第1号）に該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。

(2) 栃木市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるとき。

(収集方法の制限)

第7条 略

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(5) 略

(6) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成1

現 行

権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

(7)・(8) 略

3 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請その他これらに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用すること又は実施機関以外のものに保有個人情報を提供すること（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 実施機関内で利用する場合、又は他の実施機関、国若しくは他の地方公共団体に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(7) 略

2 略

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 略

(保有特定個人情報の提供の制限)

改 正 案

5年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ず、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき。

(7)・(8) 略

3 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用すること又は実施機関以外のものに保有個人情報を提供すること（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

(6) 実施機関内で利用する場合、又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

(7) 略

2 略

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条 略

（保有特定個人情報の提供の制限）

第8条の3 略

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電気通信回線を用いた電子計算組織その他の情報機器の結合（保有個人情報_をそれ以外の者が随時入手し得る状態にするものに限る。）により、保有個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(不適正な利用に対する措置)

第10条 実施機関は、電子計算組織の結合により提供した保有個人情報の保護が適正に講じられず、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めるときは、電子計算組織の結合の相手先及び当該電子計算組織の結合の相手先から保有個人情報の提供を受けたものに対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、電子計算組織の結合により提供した保有個人情報の保護が適正に講じられず、個人の権利利益を侵害していると認めるときは、審査会の意見を聴いて保有個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、電子計算組織の結合により提供した保有個人情報の保護が適正に講じられず、個人の権利利益が侵害される明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審査会に報告するものとする。

(開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する個人情報(以下「非開示情報」という。)である場合を除き、開示請求者が求める自己情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者以外の第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を害するおそれのあるもの

第10条 略

(開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当する個人情報(以下「非開示情報」という。)である場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)が求める自己情報を開示しなければならない。

(1) 略

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外

現

行

(3) 略

(4) 開示することにより、実施機関の公正かつ適正な事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの

改 正 案

の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めにより又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 略

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの

(5)・(6) 略

(訂正等の請求)

第18条 略

2・3 略

4 市民は、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

改 正 案

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に阻害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7)・(8) 略

(訂正等の請求)

第18条 略

2・3 略

4 市民は、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該保有特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

5 略

(開示、訂正等の請求手続)

第19条 自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止（以下「開示、訂正等」という。）を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、当該自己情報を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 開示等の請求に係る自己情報の内容

(3) 略

2 請求者は、前項の規定による書面の提出に当たり、実施機関に対し、あらかじめ開示、訂正等を請求する自己情報に係る本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示、訂正等の請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、第19条第1項の規定による開示、訂正等の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して開示の請求にあつては15日以内（特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内）、訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する開示、訂正等の可否の決定を行い、速やかに請求者に対し当該決定の内容を通知しなければならない。

2・3 略

改 正 案

(2) 第10条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

5 略

(開示、訂正等の請求手続)

第19条 自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止（以下「開示、訂正等」という。）を請求しようとする者は、当該自己情報を保有している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示、訂正等の請求に係る自己情報の内容

(3) 略

2 開示、訂正等を請求しようとする者は、前項の規定による書面の提出に当たり、実施機関に対し、あらかじめ開示、訂正等を請求する自己情報に係る本人又は法定代理人等であることを証明するために必要な資料で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

(開示、訂正等の請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、第19条第1項の規定による開示、訂正等の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して開示の請求にあつては15日以内（特定個人情報に係る開示請求にあつては、30日以内）、訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止の請求にあつては30日以内に、当該請求に対する開示、訂正等の可否の決定を行い、速やかに開示、訂正等を請求した者（以下「請求者」という。）に対し当該決定の内容を通知しなければならない。

2・3 略

(第三者の保護に関する手続)

第22条 開示請求に係る個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、自己情報の開示の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2. 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている自己情報を開示しようとする場合であつ

(開示、訂正等の実施及び方法)

第22条 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報を開示することを決定したときは、速やかに請求者に対し当該自己情報を開示しなければならない。

2・3 略

4 実施機関は、前条第1項の規定により自己情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を決定したときは、速やかに当該行為を行わなければならない。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第22条の2 略

(費用負担)

第23条 略

第3章 審査請求等

(審査請求)

第24条 略

(諮問をした旨の通知)

第25条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。**次号**

改 正 案

て、第15条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、自己情報を開示することの決定（以下「開示決定」という。）をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに個人情報の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示、訂正等の実施及び方法）

第23条 実施機関は、第21条第1項の規定により自己情報を開示することを決定したときは、速やかに請求者に対し当該自己情報を開示しなければならない。

2・3 略

4 実施機関は、第21条第1項の規定により自己情報の訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用停止を決定したときは、速やかに当該行為を行わなければならない。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第24条 略

（費用負担）

第25条 略

第3章 審査請求等

（審査請求）

第26条 略

（諮問をした旨の通知）

第27条 前条第3項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下

において同じ。)

(2) 略

(苦情の処理)

第26条 略

第4章 雑則

(出資法人等が取り扱う個人情報の保護)

第27条 市が出資又は継続的な財政的援助を行う法人で実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、その取り扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等が取り扱う個人情報の保護のため必要な措置を講ずるものとする。

(国等との協力)

第28条 略

(実施状況の公表)

第29条 略

(他の法令等との調整)

第30条 略

(委任)

第31条 略

第5章 罰則

(罰則)

改 正 案

同じ。)

(2) 略

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第28条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（苦情の処理）

第29条 略

第4章 雑則

（国等との協力）

第30条 略

（実施状況の公表）

第31条 略

（他の法令等との調整）

第32条 略

（委任）

第33条 略

第5章 罰則

（罰則）

第32条～第34条 略

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**第32条**又は**第33条**の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第36条 略

【栃木市情報公開条例の一部改正】

(実施機関の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報については公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であつて、**特定の個人が識別され、又は識別され得るもの**。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 何人であっても法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であつて、公開することが公益上必要と認められるもの

改 正 案

第34条～第36条 略

(両罰規定)

第37条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条又は第35条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第38条 略

【栃木市情報公開条例の一部改正】

(実施機関の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開の請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該情報については公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めにより又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地

- エ 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる法人等の役員の肩書及び氏名
- オ 公務員の職務遂行に際して記録された情報に含まれる当該公務員の役職及び氏名のうち公開することが公益上必要と認められるもの
- (2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報
- イ 法人等又は個人の違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から市民を守るため、公開することが必要であると認められる情報
- ウ 法人等又は個人の事業活動による自然環境の破壊又はそのおそれから自然環境を保全するため、公開することが必要であると認められる情報
- エ アからウまでに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの
- (3) 国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査等（以下「審議等」という。）に関する情報であって、公開することにより、当該審議等又は同種の審議等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの

改 正 案

方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人からの協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの
- (4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 市の機関又は国等の機関が行う検査、試験、交渉、争訟その他の事務事業若しくは同種の事務事業の実施の目的が失われ、又はこれらの事務事業の公正若しくは適切な執行を著しく困難にすると認められる情報

(6)・(7) 略

(公開の請求手続)

第9条 情報の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、当該情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所(法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地)

(2)・(3) 略

2 略

3 実施機関は、前項の規定による情報の特定のため、請求者からの相談等に応ずるよう努めるものとする。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、前条の規定による情報の公開の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する公開又は非公開(部分公開の場合も含む。第3項及び第13条第2項において同じ。)の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求を受けた日から起算して30日を限度としてその期間を

改 正 案

- (5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6)・(7) 略

(公開の請求手続)

第9条 情報の公開を請求しようとするものは、当該情報を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所又は事業所の所在地）

(2)・(3) 略

2 略

3 実施機関は、前項の規定による情報の特定のため、情報の公開を請求しようとするものから相談等に応ずるよう努めるものとする。

(公開の請求に対する決定及び通知)

第10条 実施機関は、前条の規定による情報の公開の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から起算して15日以内に当該請求に対する公開又は非公開（部分公開の場合を含む。）の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないことにつきやむを得ない理由があるときは、当該請求を受けた日から起算して30日を限度としてその期間を

現 行

延長することができる。ただし、同一の請求者から大量の請求がなされたことにより、同項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないために当該期間を延長する必要があるときは、当該請求に対する決定のために事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を文書により通知しなければならない。

3 略

4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に実施機関以外の個人、法人等（以下「第三者」という。）に関する情報が記載されているときは、あらかじめ第三者の意見を聴くことができる。

(情報の公開の実施及び方法)

第11条 実施機関は、前条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、

改 正 案

延長することができる。ただし、同一の情報の公開を請求したもの（以下「請求者」という。）から大量の請求がなされたことにより、同項に規定する期間内に同項の決定を行うことができないために当該期間を延長する必要があるときは、当該請求に対する決定のために事務処理が終了する日までその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を文書により通知しなければならない。

3 略

（第三者保護に関する手続）

第11条 情報の公開の請求に係る情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、前条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、情報の公開の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、当該公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、当該公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、当該公開決定をした旨及びその理由並びに情報の公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（情報の公開の実施及び方法）

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に

速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2・3 略

(費用負担)

第12条 略

(審査請求)

第13条 略

(諮問をした旨の通知)

第14条 前条第3項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) **第10条第4項**の規定により当該審査請求に係る情報の公開について反対の旨の意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(情報の任意的な提供)

第15条 略

2 第3条、第4条及び**第6条から第12条までの**規定は、前項の規定に基づく情報の公開の申出に準用する。

(検索資料の作成等)

第16条 略

(実施状況の公表)

第17条 略

(他の法令との調整)

第18条 略

改 正 案

対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2・3 略

(費用負担)

第13条 略

(審査請求)

第14条 略

(諮問をした旨の通知)

第15条 前条第3項の規定による諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第11条の規定により当該審査請求に係る情報の公開について反対の旨の意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第16条 第11条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。)

を変更し、当該審査請求に係る情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(情報の任意的な提供)

第17条 略

2 第3条、第4条及び第6条から第13条までの規定は、前項の規定に基づく情報の公開の申出に準用する。

(検索資料の作成等)

第18条 略

(実施状況の公表)

第19条 略

(他の法令との調整)

第20条 略

(情報の提供)

第19条 略

(指定管理者の情報公開)

第20条 略

(委任)

第21条 略

附 則

1～3 略

4 第12条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

5～11 略

改 正 案

(情報の提供)

第21条 略

(指定管理者の情報公開)

第22条 略

(委任)

第23条 略

附 則

1～3 略

4 第13条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

5～11 略

(職 員 課)

議案第 22 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市議会の議員の期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第 1 条関係)

期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 5 引き上げること。

(第 6 条関係)

- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第 2 条関係)

期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 2.5 引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 2.5 引き下げること。(第 6 条関係)

[参照条文]

議案第 17 号と同じ。

議案第22号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の155を、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の155を、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の155を、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の157.5を、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第 2 3 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 5 引き上げること。
(第 4 条関係)
- 2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 2.5 引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 2.5 引き下げること。(第 4 条関係)

[参照条文]

議案第 17 号と同じ。

議案第23号（職員課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の155を、12月においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の155を、12月においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の155を、12月においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の157.5を、12月においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

(1) 勤勉手当について、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を引き上げること。（第17条の4及び附則関係）

(2) 行政職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

(3) 消防職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）

2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

(1) 勤勉手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。（第17条の4関係）

(2) 規定の整理を行うこと。（附則関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第3条関係)

- (1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の5引き上げること。(第10条関係)
- (2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)
- (3) 任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第2関係)

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第4条関係)

期末手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にする事。 (第10条関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第24号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の8.5（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～3 2 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の8.5（特定幹部職員にあつては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得

現

行

改 正 案

た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

現

行

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>141,600</u>	<u>191,700</u>	<u>227,900</u>	<u>261,100</u>	<u>287,100</u>	<u>317,700</u>	<u>361,800</u>	<u>407,300</u>
	2	<u>142,700</u>	<u>193,500</u>	<u>229,500</u>	<u>263,000</u>	<u>289,300</u>	<u>319,900</u>	<u>364,400</u>	<u>409,700</u>
	3	<u>143,900</u>	<u>195,300</u>	<u>231,000</u>	<u>264,800</u>	<u>291,600</u>	<u>322,200</u>	<u>366,900</u>	<u>412,200</u>
	4	<u>145,000</u>	<u>197,100</u>	<u>232,600</u>	<u>266,900</u>	<u>293,700</u>	<u>324,400</u>	<u>369,500</u>	<u>414,600</u>
	5	<u>146,100</u>	<u>198,700</u>	<u>234,100</u>	<u>268,700</u>	<u>295,700</u>	<u>326,600</u>	<u>371,500</u>	<u>416,500</u>
	6	<u>147,200</u>	<u>200,500</u>	<u>235,800</u>	<u>270,600</u>	<u>298,000</u>	<u>328,600</u>	<u>374,000</u>	<u>418,800</u>
	7	<u>148,300</u>	<u>202,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,500</u>	<u>300,300</u>	<u>330,800</u>	<u>376,300</u>	<u>420,900</u>
	8	<u>149,400</u>	<u>204,100</u>	<u>238,900</u>	<u>274,600</u>	<u>302,500</u>	<u>333,000</u>	<u>378,800</u>	<u>423,100</u>
	9	<u>150,500</u>	<u>205,800</u>	<u>240,300</u>	<u>276,700</u>	<u>304,600</u>	<u>335,100</u>	<u>381,300</u>	<u>425,100</u>
	10	<u>151,900</u>	<u>207,600</u>	<u>241,800</u>	<u>278,700</u>	<u>306,900</u>	<u>337,300</u>	<u>384,000</u>	<u>427,200</u>
	11	<u>153,200</u>	<u>209,400</u>	<u>243,400</u>	<u>280,800</u>	<u>309,100</u>	<u>339,400</u>	<u>386,600</u>	<u>429,300</u>
	12	<u>154,500</u>	<u>211,200</u>	<u>244,800</u>	<u>282,800</u>	<u>311,400</u>	<u>341,600</u>	<u>389,300</u>	<u>431,400</u>
	13	<u>155,800</u>	<u>212,600</u>	<u>246,300</u>	<u>284,800</u>	<u>313,500</u>	<u>343,500</u>	<u>391,700</u>	<u>433,100</u>
	14	<u>157,300</u>	<u>214,400</u>	<u>247,800</u>	<u>286,900</u>	<u>315,600</u>	<u>345,500</u>	<u>394,000</u>	<u>434,900</u>
	15	<u>158,800</u>	<u>216,100</u>	<u>249,100</u>	<u>288,900</u>	<u>317,800</u>	<u>347,600</u>	<u>396,200</u>	<u>436,900</u>
	16	<u>160,400</u>	<u>217,900</u>	<u>250,500</u>	<u>290,900</u>	<u>319,900</u>	<u>349,600</u>	<u>398,600</u>	<u>438,900</u>
	17	<u>161,700</u>	<u>219,600</u>	<u>252,000</u>	<u>292,900</u>	<u>322,000</u>	<u>351,400</u>	<u>400,400</u>	<u>440,800</u>
	18	<u>163,200</u>	<u>221,300</u>	<u>253,700</u>	<u>294,900</u>	<u>324,000</u>	<u>353,400</u>	<u>402,400</u>	<u>442,600</u>
	19	<u>164,700</u>	<u>222,900</u>	<u>255,400</u>	<u>297,000</u>	<u>326,100</u>	<u>355,200</u>	<u>404,300</u>	<u>444,400</u>
	20	<u>166,200</u>	<u>224,500</u>	<u>257,200</u>	<u>299,000</u>	<u>328,100</u>	<u>357,100</u>	<u>406,100</u>	<u>446,100</u>
	21	<u>167,600</u>	<u>226,000</u>	<u>258,800</u>	<u>301,000</u>	<u>330,000</u>	<u>359,100</u>	<u>408,000</u>	<u>447,900</u>
	22	<u>170,300</u>	<u>227,700</u>	<u>260,600</u>	<u>303,100</u>	<u>332,100</u>	<u>361,000</u>	<u>409,800</u>	<u>449,400</u>
	23	<u>172,900</u>	<u>229,300</u>	<u>262,300</u>	<u>305,100</u>	<u>334,100</u>	<u>363,000</u>	<u>411,600</u>	<u>450,800</u>
	24	<u>175,500</u>	<u>230,900</u>	<u>264,000</u>	<u>307,200</u>	<u>336,200</u>	<u>364,900</u>	<u>413,500</u>	<u>452,300</u>
	25	<u>178,200</u>	<u>232,200</u>	<u>266,000</u>	<u>309,000</u>	<u>337,700</u>	<u>366,900</u>	<u>415,300</u>	<u>453,700</u>
	26	<u>179,900</u>	<u>233,700</u>	<u>267,900</u>	<u>311,100</u>	<u>339,600</u>	<u>368,800</u>	<u>416,800</u>	<u>455,000</u>
	27	<u>181,600</u>	<u>235,100</u>	<u>269,700</u>	<u>313,200</u>	<u>341,500</u>	<u>370,800</u>	<u>418,300</u>	<u>456,300</u>
	28	<u>183,300</u>	<u>236,400</u>	<u>271,500</u>	<u>315,200</u>	<u>343,400</u>	<u>372,800</u>	<u>419,900</u>	<u>457,500</u>
	29	<u>184,800</u>	<u>237,700</u>	<u>273,200</u>	<u>317,100</u>	<u>345,100</u>	<u>374,300</u>	<u>421,500</u>	<u>458,500</u>
	30	<u>186,600</u>	<u>238,900</u>	<u>275,100</u>	<u>319,100</u>	<u>347,000</u>	<u>376,100</u>	<u>422,800</u>	<u>459,200</u>
	31	<u>188,400</u>	<u>239,900</u>	<u>277,000</u>	<u>321,200</u>	<u>348,900</u>	<u>377,900</u>	<u>424,100</u>	<u>460,000</u>
	32	<u>190,100</u>	<u>241,100</u>	<u>278,700</u>	<u>323,300</u>	<u>350,700</u>	<u>379,500</u>	<u>425,300</u>	<u>460,700</u>
	33	<u>191,700</u>	<u>242,400</u>	<u>280,400</u>	<u>324,700</u>	<u>352,600</u>	<u>381,300</u>	<u>426,500</u>	<u>461,400</u>
	34	<u>193,200</u>	<u>243,600</u>	<u>282,300</u>	<u>326,700</u>	<u>354,400</u>	<u>382,700</u>	<u>427,800</u>	<u>462,200</u>
	35	<u>194,700</u>	<u>244,800</u>	<u>284,100</u>	<u>328,600</u>	<u>356,200</u>	<u>384,200</u>	<u>429,100</u>	<u>462,900</u>
36	<u>196,200</u>	<u>246,100</u>	<u>286,000</u>	<u>330,700</u>	<u>357,900</u>	<u>385,800</u>	<u>430,300</u>	<u>463,500</u>	

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900	

現

行

37	<u>197,500</u>	<u>247,000</u>	<u>287,600</u>	<u>332,600</u>	<u>359,300</u>	<u>387,200</u>	<u>431,500</u>	<u>464,000</u>
38	<u>198,800</u>	<u>248,400</u>	<u>289,300</u>	<u>334,500</u>	<u>360,600</u>	<u>388,400</u>	<u>432,300</u>	<u>464,600</u>
39	<u>200,100</u>	<u>249,800</u>	<u>291,100</u>	<u>336,500</u>	<u>362,000</u>	<u>389,600</u>	<u>433,100</u>	<u>465,200</u>
40	<u>201,400</u>	<u>251,300</u>	<u>292,900</u>	<u>338,400</u>	<u>363,400</u>	<u>390,700</u>	<u>433,900</u>	<u>465,800</u>
41	<u>202,700</u>	<u>252,700</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>364,700</u>	<u>391,800</u>	<u>434,500</u>	<u>466,300</u>
42	<u>204,000</u>	<u>254,100</u>	<u>296,300</u>	<u>342,200</u>	<u>365,600</u>	<u>393,000</u>	<u>435,200</u>	<u>466,800</u>
43	<u>205,300</u>	<u>255,500</u>	<u>297,900</u>	<u>344,000</u>	<u>366,700</u>	<u>394,200</u>	<u>435,900</u>	<u>467,200</u>
44	<u>206,600</u>	<u>256,800</u>	<u>299,500</u>	<u>345,900</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>436,600</u>	<u>467,500</u>
45	<u>207,800</u>	<u>258,000</u>	<u>301,200</u>	<u>347,400</u>	<u>368,600</u>	<u>396,000</u>	<u>437,400</u>	<u>467,800</u>
46	<u>209,100</u>	<u>259,300</u>	<u>302,900</u>	<u>348,800</u>	<u>369,500</u>	<u>396,700</u>	<u>438,200</u>	
47	<u>210,400</u>	<u>260,700</u>	<u>304,500</u>	<u>350,300</u>	<u>370,400</u>	<u>397,400</u>	<u>438,600</u>	
48	<u>211,700</u>	<u>262,000</u>	<u>306,200</u>	<u>351,800</u>	<u>371,300</u>	<u>398,100</u>	<u>439,300</u>	
49	<u>212,800</u>	<u>263,300</u>	<u>307,300</u>	<u>353,400</u>	<u>372,200</u>	<u>398,700</u>	<u>439,800</u>	
50	<u>213,900</u>	<u>264,400</u>	<u>308,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,300</u>	<u>440,200</u>	
51	<u>214,900</u>	<u>265,700</u>	<u>310,300</u>	<u>355,400</u>	<u>373,800</u>	<u>399,800</u>	<u>440,600</u>	
52	<u>216,000</u>	<u>267,000</u>	<u>311,900</u>	<u>356,400</u>	<u>374,600</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	
53	<u>217,100</u>	<u>268,000</u>	<u>313,500</u>	<u>357,300</u>	<u>375,300</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
54	<u>218,100</u>	<u>269,100</u>	<u>315,100</u>	<u>358,400</u>	<u>376,000</u>	<u>400,900</u>	<u>441,800</u>	
55	<u>219,000</u>	<u>270,400</u>	<u>316,700</u>	<u>359,300</u>	<u>376,700</u>	<u>401,200</u>	<u>442,200</u>	
56	<u>220,000</u>	<u>271,700</u>	<u>318,200</u>	<u>360,400</u>	<u>377,400</u>	<u>401,500</u>	<u>442,500</u>	
57	<u>220,600</u>	<u>272,800</u>	<u>319,700</u>	<u>361,300</u>	<u>377,900</u>	<u>401,800</u>	<u>442,800</u>	
58	<u>221,500</u>	<u>273,800</u>	<u>320,900</u>	<u>362,000</u>	<u>378,500</u>	<u>402,100</u>	<u>443,200</u>	
59	<u>222,300</u>	<u>274,800</u>	<u>322,100</u>	<u>362,700</u>	<u>379,100</u>	<u>402,400</u>	<u>443,500</u>	
60	<u>223,200</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>363,400</u>	<u>379,800</u>	<u>402,700</u>	<u>443,800</u>	
61	<u>223,900</u>	<u>277,100</u>	<u>324,000</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,000</u>	<u>444,100</u>	
62	<u>224,900</u>	<u>278,100</u>	<u>324,900</u>	<u>364,400</u>	<u>380,900</u>	<u>403,300</u>		
63	<u>225,700</u>	<u>279,000</u>	<u>325,700</u>	<u>365,100</u>	<u>381,500</u>	<u>403,600</u>		
64	<u>226,600</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,800</u>	<u>382,100</u>	<u>403,900</u>		
65	<u>227,300</u>	<u>280,700</u>	<u>327,400</u>	<u>366,100</u>	<u>382,500</u>	<u>404,200</u>		
66	<u>228,100</u>	<u>281,600</u>	<u>327,800</u>	<u>366,800</u>	<u>383,100</u>	<u>404,500</u>		
67	<u>229,000</u>	<u>282,300</u>	<u>328,500</u>	<u>367,500</u>	<u>383,700</u>	<u>404,800</u>		
68	<u>230,100</u>	<u>283,200</u>	<u>329,300</u>	<u>368,200</u>	<u>384,300</u>	<u>405,100</u>		
69	<u>230,800</u>	<u>284,200</u>	<u>330,100</u>	<u>368,500</u>	<u>384,700</u>	<u>405,300</u>		
70	<u>231,500</u>	<u>285,000</u>	<u>330,800</u>	<u>369,100</u>	<u>385,200</u>	<u>405,600</u>		
71	<u>232,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,500</u>	<u>369,800</u>	<u>385,700</u>	<u>405,900</u>		
72	<u>232,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,200</u>	<u>370,400</u>	<u>386,300</u>	<u>406,200</u>		
73	<u>233,700</u>	<u>287,400</u>	<u>332,700</u>	<u>370,700</u>	<u>386,600</u>	<u>406,400</u>		
74	<u>234,400</u>	<u>287,900</u>	<u>333,300</u>	<u>371,300</u>	<u>387,000</u>	<u>406,700</u>		
75	<u>235,100</u>	<u>288,300</u>	<u>333,800</u>	<u>372,000</u>	<u>387,400</u>	<u>407,000</u>		
76	<u>235,700</u>	<u>288,800</u>	<u>334,400</u>	<u>372,600</u>	<u>387,800</u>	<u>407,200</u>		
77	<u>236,400</u>	<u>288,900</u>	<u>334,700</u>	<u>373,000</u>	<u>388,100</u>	<u>407,400</u>		
78	<u>237,200</u>	<u>289,300</u>	<u>335,200</u>	<u>373,500</u>	<u>388,400</u>	<u>407,700</u>		

改 正 案

37	<u>198,500</u>	<u>247,900</u>	<u>288,400</u>	<u>333,000</u>	<u>359,700</u>	<u>387,600</u>	<u>431,900</u>	<u>464,400</u>
38	<u>199,800</u>	<u>249,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>	<u>432,700</u>	<u>465,000</u>
39	<u>201,100</u>	<u>250,700</u>	<u>291,900</u>	<u>336,900</u>	<u>362,400</u>	<u>390,000</u>	<u>433,500</u>	<u>465,600</u>
40	<u>202,400</u>	<u>252,200</u>	<u>293,700</u>	<u>338,800</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>	<u>434,300</u>	<u>466,200</u>
41	<u>203,700</u>	<u>253,600</u>	<u>295,300</u>	<u>340,700</u>	<u>365,100</u>	<u>392,200</u>	<u>434,900</u>	<u>466,700</u>
42	<u>205,000</u>	<u>255,000</u>	<u>297,000</u>	<u>342,600</u>	<u>366,000</u>	<u>393,400</u>	<u>435,600</u>	<u>467,200</u>
43	<u>206,300</u>	<u>256,400</u>	<u>298,500</u>	<u>344,400</u>	<u>367,100</u>	<u>394,600</u>	<u>436,300</u>	<u>467,600</u>
44	<u>207,600</u>	<u>257,700</u>	<u>300,100</u>	<u>346,300</u>	<u>368,200</u>	<u>395,700</u>	<u>437,000</u>	<u>467,900</u>
45	<u>208,800</u>	<u>258,900</u>	<u>301,700</u>	<u>347,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,400</u>	<u>437,800</u>	<u>468,200</u>
46	<u>210,100</u>	<u>260,200</u>	<u>303,400</u>	<u>349,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,100</u>	<u>438,600</u>	
47	<u>211,400</u>	<u>261,600</u>	<u>305,000</u>	<u>350,700</u>	<u>370,800</u>	<u>397,800</u>	<u>439,000</u>	
48	<u>212,700</u>	<u>262,900</u>	<u>306,700</u>	<u>352,200</u>	<u>371,700</u>	<u>398,500</u>	<u>439,700</u>	
49	<u>213,800</u>	<u>264,100</u>	<u>307,700</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>399,100</u>	<u>440,200</u>	
50	<u>214,900</u>	<u>265,200</u>	<u>309,200</u>	<u>354,600</u>	<u>373,400</u>	<u>399,700</u>	<u>440,600</u>	
51	<u>215,900</u>	<u>266,500</u>	<u>310,700</u>	<u>355,800</u>	<u>374,200</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>	
52	<u>217,000</u>	<u>267,800</u>	<u>312,300</u>	<u>356,800</u>	<u>375,000</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>	
53	<u>218,100</u>	<u>268,800</u>	<u>313,900</u>	<u>357,700</u>	<u>375,700</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>	
54	<u>219,100</u>	<u>269,900</u>	<u>315,500</u>	<u>358,800</u>	<u>376,400</u>	<u>401,300</u>	<u>442,200</u>	
55	<u>220,000</u>	<u>271,200</u>	<u>317,100</u>	<u>359,700</u>	<u>377,100</u>	<u>401,600</u>	<u>442,600</u>	
56	<u>221,000</u>	<u>272,500</u>	<u>318,600</u>	<u>360,800</u>	<u>377,800</u>	<u>401,900</u>	<u>442,900</u>	
57	<u>221,500</u>	<u>273,500</u>	<u>320,100</u>	<u>361,700</u>	<u>378,300</u>	<u>402,200</u>	<u>443,200</u>	
58	<u>222,400</u>	<u>274,500</u>	<u>321,300</u>	<u>362,400</u>	<u>378,900</u>	<u>402,500</u>	<u>443,600</u>	
59	<u>223,200</u>	<u>275,400</u>	<u>322,500</u>	<u>363,100</u>	<u>379,500</u>	<u>402,800</u>	<u>443,900</u>	
60	<u>224,100</u>	<u>276,500</u>	<u>323,700</u>	<u>363,800</u>	<u>380,200</u>	<u>403,100</u>	<u>444,200</u>	
61	<u>224,800</u>	<u>277,600</u>	<u>324,400</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,400</u>	<u>444,500</u>	
62	<u>225,800</u>	<u>278,600</u>	<u>325,300</u>	<u>364,800</u>	<u>381,300</u>	<u>403,700</u>		
63	<u>226,600</u>	<u>279,500</u>	<u>326,100</u>	<u>365,500</u>	<u>381,900</u>	<u>404,000</u>		
64	<u>227,500</u>	<u>280,500</u>	<u>326,900</u>	<u>366,200</u>	<u>382,500</u>	<u>404,300</u>		
65	<u>228,200</u>	<u>281,100</u>	<u>327,800</u>	<u>366,500</u>	<u>382,900</u>	<u>404,600</u>		
66	<u>229,000</u>	<u>282,000</u>	<u>328,200</u>	<u>367,200</u>	<u>383,500</u>	<u>404,900</u>		
67	<u>229,900</u>	<u>282,700</u>	<u>328,900</u>	<u>367,900</u>	<u>384,100</u>	<u>405,200</u>		
68	<u>231,000</u>	<u>283,600</u>	<u>329,700</u>	<u>368,600</u>	<u>384,700</u>	<u>405,500</u>		
69	<u>231,700</u>	<u>284,600</u>	<u>330,500</u>	<u>368,900</u>	<u>385,100</u>	<u>405,700</u>		
70	<u>232,400</u>	<u>285,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,500</u>	<u>385,600</u>	<u>406,000</u>		
71	<u>233,000</u>	<u>286,200</u>	<u>331,900</u>	<u>370,200</u>	<u>386,100</u>	<u>406,300</u>		
72	<u>233,800</u>	<u>287,000</u>	<u>332,600</u>	<u>370,800</u>	<u>386,700</u>	<u>406,600</u>		
73	<u>234,600</u>	<u>287,800</u>	<u>333,100</u>	<u>371,100</u>	<u>387,000</u>	<u>406,800</u>		
74	<u>235,300</u>	<u>288,300</u>	<u>333,700</u>	<u>371,700</u>	<u>387,400</u>	<u>407,100</u>		
75	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,200</u>	<u>372,400</u>	<u>387,800</u>	<u>407,400</u>		
76	<u>236,600</u>	<u>289,200</u>	<u>334,800</u>	<u>373,000</u>	<u>388,200</u>	<u>407,600</u>		
77	<u>237,300</u>	<u>289,300</u>	<u>335,100</u>	<u>373,400</u>	<u>388,500</u>	<u>407,800</u>		
78	<u>238,100</u>	<u>289,700</u>	<u>335,600</u>	<u>373,900</u>	<u>388,800</u>	<u>408,100</u>		

現

行

79	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>
80	<u>238,700</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>
81	<u>239,400</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>
82	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>
83	<u>240,800</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
84	<u>241,500</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>
85	<u>242,100</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>
86	<u>242,800</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>	
87	<u>243,500</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>	
88	<u>244,200</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>	
89	<u>244,900</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>	
90	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>	
91	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>	
92	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>	
93	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>	
94		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>			
95		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
96		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			
97		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>			
98		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
99		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			
100		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>			
101		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>			
102		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
103		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			
104		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>			
105		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>			
106		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
107		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			
108		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>			
109		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
110		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			
111		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>			
112		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>			
113		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>			
114		<u>300,200</u>				
115		<u>300,500</u>				
116		<u>300,900</u>				
117		<u>301,100</u>				
118		<u>301,300</u>				
119		<u>301,600</u>				
120		<u>301,900</u>				

改 正 案

79	<u>238,900</u>	<u>289,900</u>	<u>336,000</u>	<u>374,500</u>	<u>389,100</u>	<u>408,400</u>
80	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,500</u>	<u>375,000</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
81	<u>240,200</u>	<u>290,500</u>	<u>336,900</u>	<u>375,500</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
82	<u>240,900</u>	<u>290,700</u>	<u>337,400</u>	<u>376,100</u>	<u>389,900</u>	<u>409,100</u>
83	<u>241,600</u>	<u>291,100</u>	<u>337,900</u>	<u>376,600</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>
84	<u>242,300</u>	<u>291,400</u>	<u>338,400</u>	<u>376,900</u>	<u>390,400</u>	<u>409,600</u>
85	<u>242,900</u>	<u>291,700</u>	<u>338,700</u>	<u>377,300</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>
86	<u>243,600</u>	<u>292,000</u>	<u>339,100</u>	<u>377,800</u>	<u>390,900</u>	
87	<u>244,300</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,200</u>	
88	<u>245,000</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,400</u>	
89	<u>245,600</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,000</u>	<u>391,600</u>	
90	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,500</u>	<u>391,900</u>	
91	<u>246,400</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,200</u>	
92	<u>246,800</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,400</u>	
93	<u>247,100</u>	<u>294,200</u>	<u>341,800</u>	<u>380,600</u>	<u>392,600</u>	
94		<u>294,400</u>	<u>342,200</u>			
95		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>			
96		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>			
97		<u>295,400</u>	<u>343,200</u>			
98		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>			
99		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>			
100		<u>296,500</u>	<u>344,400</u>			
101		<u>296,700</u>	<u>344,700</u>			
102		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>			
103		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>			
104		<u>297,700</u>	<u>345,900</u>			
105		<u>297,900</u>	<u>346,400</u>			
106		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>			
107		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>			
108		<u>298,900</u>	<u>347,600</u>			
109		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>			
110		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>			
111		<u>299,900</u>	<u>348,800</u>			
112		<u>300,200</u>	<u>349,100</u>			
113		<u>300,300</u>	<u>349,600</u>			
114		<u>300,600</u>				
115		<u>300,900</u>				
116		<u>301,300</u>				
117		<u>301,500</u>				
118		<u>301,700</u>				
119		<u>302,000</u>				
120		<u>302,300</u>				

現

行

	121		<u>302,300</u>						
	122		<u>302,500</u>						
	123		<u>302,800</u>						
	124		<u>303,100</u>						
	125		<u>303,400</u>						
再任用職員		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>	<u>389,100</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		<u>302,700</u>						
	122		<u>302,900</u>						
	123		<u>303,200</u>						
	124		<u>303,500</u>						
	125		<u>303,800</u>						
再任用職員		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>	<u>389,500</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現

行

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>164,900</u>	<u>180,600</u>	<u>207,100</u>	<u>247,100</u>	<u>290,800</u>	<u>317,300</u>	<u>345,900</u>	<u>380,700</u>
	2	<u>166,600</u>	<u>182,400</u>	<u>209,100</u>	<u>248,900</u>	<u>292,800</u>	<u>319,500</u>	<u>348,100</u>	<u>382,900</u>
	3	<u>168,400</u>	<u>184,200</u>	<u>211,100</u>	<u>250,700</u>	<u>294,900</u>	<u>321,800</u>	<u>350,400</u>	<u>385,000</u>
	4	<u>170,100</u>	<u>186,000</u>	<u>213,100</u>	<u>252,500</u>	<u>297,200</u>	<u>323,900</u>	<u>352,600</u>	<u>387,100</u>
	5	<u>171,600</u>	<u>187,900</u>	<u>215,100</u>	<u>254,200</u>	<u>299,000</u>	<u>326,200</u>	<u>354,600</u>	<u>388,900</u>
	6	<u>173,500</u>	<u>190,200</u>	<u>217,100</u>	<u>256,000</u>	<u>301,200</u>	<u>328,400</u>	<u>356,700</u>	<u>390,900</u>
	7	<u>175,300</u>	<u>192,500</u>	<u>219,100</u>	<u>257,600</u>	<u>303,300</u>	<u>330,700</u>	<u>358,900</u>	<u>392,700</u>
	8	<u>177,200</u>	<u>194,800</u>	<u>221,000</u>	<u>259,300</u>	<u>305,500</u>	<u>332,900</u>	<u>361,100</u>	<u>394,500</u>
	9	<u>178,900</u>	<u>197,000</u>	<u>223,100</u>	<u>260,700</u>	<u>307,500</u>	<u>334,800</u>	<u>363,000</u>	<u>396,300</u>
	10	<u>180,600</u>	<u>199,600</u>	<u>224,900</u>	<u>262,300</u>	<u>309,700</u>	<u>337,100</u>	<u>365,200</u>	<u>398,300</u>
	11	<u>182,300</u>	<u>202,100</u>	<u>226,700</u>	<u>263,600</u>	<u>312,000</u>	<u>339,300</u>	<u>367,300</u>	<u>400,300</u>
	12	<u>184,000</u>	<u>204,600</u>	<u>228,500</u>	<u>264,900</u>	<u>314,100</u>	<u>341,600</u>	<u>369,500</u>	<u>402,400</u>
	13	<u>185,900</u>	<u>206,900</u>	<u>230,400</u>	<u>266,500</u>	<u>316,200</u>	<u>343,600</u>	<u>371,500</u>	<u>404,100</u>
	14	<u>188,000</u>	<u>208,700</u>	<u>232,300</u>	<u>267,900</u>	<u>318,500</u>	<u>345,700</u>	<u>373,600</u>	<u>406,200</u>
	15	<u>190,100</u>	<u>210,500</u>	<u>234,200</u>	<u>269,000</u>	<u>320,700</u>	<u>347,900</u>	<u>375,800</u>	<u>408,200</u>
	16	<u>192,200</u>	<u>212,300</u>	<u>236,100</u>	<u>270,300</u>	<u>322,900</u>	<u>350,000</u>	<u>377,900</u>	<u>410,300</u>
	17	<u>194,400</u>	<u>214,200</u>	<u>237,700</u>	<u>271,300</u>	<u>324,800</u>	<u>352,200</u>	<u>379,600</u>	<u>412,000</u>
	18	<u>196,800</u>	<u>216,100</u>	<u>239,500</u>	<u>272,700</u>	<u>327,100</u>	<u>354,200</u>	<u>381,600</u>	<u>413,700</u>
	19	<u>199,200</u>	<u>218,000</u>	<u>241,300</u>	<u>274,100</u>	<u>329,200</u>	<u>356,300</u>	<u>383,500</u>	<u>415,400</u>
	20	<u>201,600</u>	<u>219,800</u>	<u>243,100</u>	<u>275,500</u>	<u>331,500</u>	<u>358,400</u>	<u>385,500</u>	<u>417,000</u>
	21	<u>204,100</u>	<u>221,500</u>	<u>244,700</u>	<u>276,800</u>	<u>333,500</u>	<u>360,300</u>	<u>387,300</u>	<u>418,700</u>
	22	<u>205,900</u>	<u>223,300</u>	<u>246,100</u>	<u>278,200</u>	<u>335,500</u>	<u>362,300</u>	<u>389,400</u>	<u>420,300</u>
	23	<u>207,700</u>	<u>225,100</u>	<u>247,300</u>	<u>279,500</u>	<u>337,600</u>	<u>364,300</u>	<u>391,500</u>	<u>421,700</u>
	24	<u>209,500</u>	<u>226,900</u>	<u>248,600</u>	<u>281,000</u>	<u>339,600</u>	<u>366,400</u>	<u>393,500</u>	<u>423,200</u>
	25	<u>211,400</u>	<u>228,600</u>	<u>249,900</u>	<u>282,200</u>	<u>341,600</u>	<u>368,200</u>	<u>395,200</u>	<u>424,500</u>
	26	<u>213,200</u>	<u>230,300</u>	<u>251,200</u>	<u>284,100</u>	<u>343,700</u>	<u>370,200</u>	<u>397,200</u>	<u>425,900</u>
	27	<u>215,000</u>	<u>232,000</u>	<u>252,500</u>	<u>286,100</u>	<u>345,700</u>	<u>372,200</u>	<u>399,300</u>	<u>427,400</u>
	28	<u>216,700</u>	<u>233,700</u>	<u>253,700</u>	<u>288,100</u>	<u>347,700</u>	<u>374,200</u>	<u>401,400</u>	<u>429,000</u>
	29	<u>218,600</u>	<u>235,100</u>	<u>254,900</u>	<u>290,000</u>	<u>349,700</u>	<u>376,100</u>	<u>402,900</u>	<u>430,300</u>
	30	<u>220,400</u>	<u>236,900</u>	<u>256,000</u>	<u>292,000</u>	<u>351,800</u>	<u>378,200</u>	<u>404,700</u>	<u>432,000</u>
	31	<u>222,200</u>	<u>238,700</u>	<u>257,300</u>	<u>293,800</u>	<u>353,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,400</u>	<u>433,700</u>
	32	<u>224,000</u>	<u>240,500</u>	<u>258,400</u>	<u>295,700</u>	<u>355,900</u>	<u>382,300</u>	<u>408,100</u>	<u>435,300</u>
	33	<u>225,700</u>	<u>241,900</u>	<u>259,100</u>	<u>297,500</u>	<u>357,500</u>	<u>384,200</u>	<u>409,800</u>	<u>436,700</u>
	34	<u>227,400</u>	<u>243,400</u>	<u>260,300</u>	<u>299,300</u>	<u>359,500</u>	<u>386,300</u>	<u>411,300</u>	<u>438,400</u>
	35	<u>229,100</u>	<u>244,700</u>	<u>261,400</u>	<u>301,200</u>	<u>361,400</u>	<u>388,400</u>	<u>412,900</u>	<u>440,100</u>
36	<u>230,800</u>	<u>246,100</u>	<u>262,600</u>	<u>303,000</u>	<u>363,500</u>	<u>390,300</u>	<u>414,400</u>	<u>441,700</u>	

改 正 案

別表第2 (第3条関係)
消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>166,000</u>	<u>181,700</u>	<u>208,200</u>	<u>248,300</u>	<u>291,800</u>	<u>318,300</u>	<u>346,800</u>	<u>381,300</u>
	2	<u>167,700</u>	<u>183,500</u>	<u>210,200</u>	<u>250,100</u>	<u>293,800</u>	<u>320,500</u>	<u>349,000</u>	<u>383,500</u>
	3	<u>169,500</u>	<u>185,300</u>	<u>212,200</u>	<u>251,900</u>	<u>295,900</u>	<u>322,800</u>	<u>351,300</u>	<u>385,500</u>
	4	<u>171,200</u>	<u>187,100</u>	<u>214,200</u>	<u>253,700</u>	<u>298,200</u>	<u>324,900</u>	<u>353,500</u>	<u>387,600</u>
	5	<u>172,700</u>	<u>189,000</u>	<u>216,200</u>	<u>255,400</u>	<u>300,000</u>	<u>327,200</u>	<u>355,500</u>	<u>389,300</u>
	6	<u>174,600</u>	<u>191,300</u>	<u>218,200</u>	<u>257,200</u>	<u>302,200</u>	<u>329,400</u>	<u>357,600</u>	<u>391,300</u>
	7	<u>176,400</u>	<u>193,600</u>	<u>220,200</u>	<u>258,800</u>	<u>304,300</u>	<u>331,700</u>	<u>359,800</u>	<u>393,100</u>
	8	<u>178,300</u>	<u>195,900</u>	<u>222,100</u>	<u>260,500</u>	<u>306,500</u>	<u>333,900</u>	<u>362,000</u>	<u>394,900</u>
	9	<u>180,000</u>	<u>198,100</u>	<u>224,200</u>	<u>261,800</u>	<u>308,500</u>	<u>335,700</u>	<u>363,800</u>	<u>396,700</u>
	10	<u>181,700</u>	<u>200,700</u>	<u>226,000</u>	<u>263,400</u>	<u>310,700</u>	<u>338,000</u>	<u>366,000</u>	<u>398,700</u>
	11	<u>183,400</u>	<u>203,200</u>	<u>227,800</u>	<u>264,700</u>	<u>313,000</u>	<u>340,200</u>	<u>368,000</u>	<u>400,700</u>
	12	<u>185,100</u>	<u>205,700</u>	<u>229,600</u>	<u>266,000</u>	<u>315,100</u>	<u>342,500</u>	<u>370,200</u>	<u>402,800</u>
	13	<u>187,000</u>	<u>208,000</u>	<u>231,500</u>	<u>267,600</u>	<u>317,200</u>	<u>344,500</u>	<u>372,100</u>	<u>404,500</u>
	14	<u>189,100</u>	<u>209,800</u>	<u>233,400</u>	<u>269,000</u>	<u>319,500</u>	<u>346,600</u>	<u>374,200</u>	<u>406,600</u>
	15	<u>191,200</u>	<u>211,600</u>	<u>235,300</u>	<u>270,100</u>	<u>321,700</u>	<u>348,800</u>	<u>376,300</u>	<u>408,600</u>
	16	<u>193,300</u>	<u>213,400</u>	<u>237,200</u>	<u>271,400</u>	<u>323,900</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>410,700</u>
	17	<u>195,500</u>	<u>215,300</u>	<u>238,800</u>	<u>272,300</u>	<u>325,700</u>	<u>353,000</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>
	18	<u>197,900</u>	<u>217,200</u>	<u>240,600</u>	<u>273,700</u>	<u>328,000</u>	<u>355,000</u>	<u>382,000</u>	<u>414,100</u>
	19	<u>200,300</u>	<u>219,100</u>	<u>242,400</u>	<u>275,100</u>	<u>330,100</u>	<u>357,000</u>	<u>383,900</u>	<u>415,800</u>
	20	<u>202,700</u>	<u>220,900</u>	<u>244,200</u>	<u>276,500</u>	<u>332,400</u>	<u>359,100</u>	<u>385,900</u>	<u>417,400</u>
	21	<u>205,200</u>	<u>222,600</u>	<u>245,800</u>	<u>277,800</u>	<u>334,400</u>	<u>360,900</u>	<u>387,700</u>	<u>419,100</u>
	22	<u>207,000</u>	<u>224,400</u>	<u>247,200</u>	<u>279,200</u>	<u>336,400</u>	<u>362,900</u>	<u>389,800</u>	<u>420,700</u>
	23	<u>208,800</u>	<u>226,200</u>	<u>248,400</u>	<u>280,500</u>	<u>338,500</u>	<u>364,800</u>	<u>391,900</u>	<u>422,100</u>
	24	<u>210,600</u>	<u>228,000</u>	<u>249,700</u>	<u>282,000</u>	<u>340,500</u>	<u>366,900</u>	<u>393,900</u>	<u>423,600</u>
	25	<u>212,500</u>	<u>229,700</u>	<u>251,000</u>	<u>283,200</u>	<u>342,400</u>	<u>368,600</u>	<u>395,600</u>	<u>424,900</u>
	26	<u>214,300</u>	<u>231,400</u>	<u>252,300</u>	<u>285,100</u>	<u>344,500</u>	<u>370,600</u>	<u>397,600</u>	<u>426,300</u>
	27	<u>216,100</u>	<u>233,100</u>	<u>253,600</u>	<u>287,100</u>	<u>346,400</u>	<u>372,600</u>	<u>399,700</u>	<u>427,800</u>
	28	<u>217,800</u>	<u>234,800</u>	<u>254,800</u>	<u>289,100</u>	<u>348,400</u>	<u>374,600</u>	<u>401,800</u>	<u>429,400</u>
	29	<u>219,700</u>	<u>236,200</u>	<u>256,000</u>	<u>291,000</u>	<u>350,300</u>	<u>376,500</u>	<u>403,300</u>	<u>430,700</u>
	30	<u>221,500</u>	<u>238,000</u>	<u>257,100</u>	<u>293,000</u>	<u>352,400</u>	<u>378,600</u>	<u>405,100</u>	<u>432,400</u>
	31	<u>223,300</u>	<u>239,800</u>	<u>258,400</u>	<u>294,800</u>	<u>354,300</u>	<u>380,700</u>	<u>406,800</u>	<u>434,100</u>
	32	<u>225,100</u>	<u>241,600</u>	<u>259,500</u>	<u>296,700</u>	<u>356,400</u>	<u>382,700</u>	<u>408,500</u>	<u>435,700</u>
	33	<u>226,800</u>	<u>243,000</u>	<u>260,100</u>	<u>298,500</u>	<u>357,900</u>	<u>384,600</u>	<u>410,200</u>	<u>437,100</u>
	34	<u>228,500</u>	<u>244,500</u>	<u>261,300</u>	<u>300,300</u>	<u>359,900</u>	<u>386,700</u>	<u>411,700</u>	<u>438,800</u>
	35	<u>230,200</u>	<u>245,800</u>	<u>262,400</u>	<u>302,200</u>	<u>361,800</u>	<u>388,800</u>	<u>413,300</u>	<u>440,500</u>
36	<u>231,900</u>	<u>247,200</u>	<u>263,600</u>	<u>304,000</u>	<u>363,900</u>	<u>390,700</u>	<u>414,800</u>	<u>442,100</u>	

現

行

37	<u>232,200</u>	<u>247,400</u>	<u>263,500</u>	<u>304,800</u>	<u>365,400</u>	<u>392,000</u>	<u>415,700</u>	<u>443,100</u>
38	<u>234,000</u>	<u>248,700</u>	<u>264,700</u>	<u>306,700</u>	<u>367,500</u>	<u>393,500</u>	<u>417,200</u>	<u>443,800</u>
39	<u>235,800</u>	<u>249,900</u>	<u>265,700</u>	<u>308,600</u>	<u>369,500</u>	<u>394,800</u>	<u>418,700</u>	<u>444,500</u>
40	<u>237,600</u>	<u>251,100</u>	<u>266,700</u>	<u>310,300</u>	<u>371,500</u>	<u>396,200</u>	<u>420,200</u>	<u>445,200</u>
41	<u>239,000</u>	<u>252,300</u>	<u>267,900</u>	<u>312,200</u>	<u>373,500</u>	<u>397,400</u>	<u>421,700</u>	<u>445,600</u>
42	<u>240,400</u>	<u>253,500</u>	<u>269,300</u>	<u>314,000</u>	<u>375,600</u>	<u>398,500</u>	<u>423,000</u>	<u>446,200</u>
43	<u>241,700</u>	<u>254,600</u>	<u>270,600</u>	<u>315,900</u>	<u>377,700</u>	<u>399,500</u>	<u>424,300</u>	<u>446,900</u>
44	<u>242,900</u>	<u>255,700</u>	<u>271,800</u>	<u>317,800</u>	<u>379,700</u>	<u>400,500</u>	<u>425,500</u>	<u>447,500</u>
45	<u>244,200</u>	<u>256,600</u>	<u>272,900</u>	<u>319,500</u>	<u>381,400</u>	<u>401,700</u>	<u>426,500</u>	<u>448,300</u>
46	<u>245,300</u>	<u>257,700</u>	<u>274,400</u>	<u>321,400</u>	<u>383,100</u>	<u>402,900</u>	<u>427,200</u>	<u>449,000</u>
47	<u>246,300</u>	<u>258,800</u>	<u>275,900</u>	<u>323,300</u>	<u>384,700</u>	<u>404,000</u>	<u>428,000</u>	<u>449,500</u>
48	<u>247,200</u>	<u>260,000</u>	<u>277,500</u>	<u>325,100</u>	<u>386,400</u>	<u>405,200</u>	<u>428,800</u>	<u>450,000</u>
49	<u>248,100</u>	<u>260,900</u>	<u>279,300</u>	<u>326,700</u>	<u>387,800</u>	<u>406,500</u>	<u>429,300</u>	<u>450,500</u>
50	<u>249,200</u>	<u>262,100</u>	<u>281,000</u>	<u>328,300</u>	<u>388,800</u>	<u>407,300</u>	<u>429,700</u>	<u>450,800</u>
51	<u>250,400</u>	<u>263,100</u>	<u>282,700</u>	<u>329,800</u>	<u>389,800</u>	<u>408,100</u>	<u>430,100</u>	<u>451,100</u>
52	<u>251,500</u>	<u>264,200</u>	<u>284,200</u>	<u>331,500</u>	<u>390,800</u>	<u>408,800</u>	<u>430,400</u>	<u>451,500</u>
53	<u>252,300</u>	<u>265,400</u>	<u>285,700</u>	<u>333,100</u>	<u>392,100</u>	<u>409,300</u>	<u>430,700</u>	<u>451,900</u>
54	<u>253,500</u>	<u>266,400</u>	<u>287,500</u>	<u>334,800</u>	<u>393,200</u>	<u>410,000</u>	<u>431,100</u>	<u>452,100</u>
55	<u>254,400</u>	<u>267,800</u>	<u>289,200</u>	<u>336,600</u>	<u>394,300</u>	<u>410,700</u>	<u>431,400</u>	<u>452,400</u>
56	<u>255,600</u>	<u>269,000</u>	<u>290,900</u>	<u>338,400</u>	<u>395,500</u>	<u>411,300</u>	<u>431,700</u>	<u>452,600</u>
57	<u>256,600</u>	<u>270,000</u>	<u>292,500</u>	<u>339,500</u>	<u>396,800</u>	<u>412,000</u>	<u>432,000</u>	<u>453,000</u>
58	<u>257,600</u>	<u>271,600</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>397,600</u>	<u>412,400</u>	<u>432,300</u>	<u>453,200</u>
59	<u>258,400</u>	<u>273,000</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>398,400</u>	<u>413,000</u>	<u>432,600</u>	<u>453,400</u>
60	<u>259,400</u>	<u>274,600</u>	<u>297,800</u>	<u>344,400</u>	<u>399,100</u>	<u>413,600</u>	<u>432,900</u>	<u>453,600</u>
61	<u>260,500</u>	<u>276,200</u>	<u>299,200</u>	<u>346,000</u>	<u>399,600</u>	<u>414,000</u>	<u>433,200</u>	<u>454,000</u>
62	<u>261,500</u>	<u>277,800</u>	<u>301,000</u>	<u>347,700</u>	<u>400,300</u>	<u>414,600</u>	<u>433,500</u>	
63	<u>262,600</u>	<u>279,400</u>	<u>302,800</u>	<u>349,400</u>	<u>401,000</u>	<u>415,100</u>	<u>433,800</u>	
64	<u>263,500</u>	<u>280,900</u>	<u>304,500</u>	<u>351,100</u>	<u>401,700</u>	<u>415,600</u>	<u>434,100</u>	
65	<u>264,600</u>	<u>282,400</u>	<u>306,000</u>	<u>352,700</u>	<u>402,000</u>	<u>416,100</u>	<u>434,400</u>	
66	<u>265,800</u>	<u>283,800</u>	<u>307,700</u>	<u>354,300</u>	<u>402,700</u>	<u>416,700</u>	<u>434,700</u>	
67	<u>267,000</u>	<u>285,300</u>	<u>309,200</u>	<u>355,900</u>	<u>403,400</u>	<u>417,100</u>	<u>435,000</u>	
68	<u>268,300</u>	<u>286,700</u>	<u>310,900</u>	<u>357,500</u>	<u>404,000</u>	<u>417,600</u>	<u>435,300</u>	
69	<u>269,500</u>	<u>288,300</u>	<u>312,400</u>	<u>358,700</u>	<u>404,400</u>	<u>418,000</u>	<u>435,500</u>	
70	<u>270,900</u>	<u>289,800</u>	<u>313,800</u>	<u>360,100</u>	<u>404,900</u>	<u>418,300</u>	<u>435,800</u>	
71	<u>272,300</u>	<u>291,400</u>	<u>315,300</u>	<u>361,400</u>	<u>405,500</u>	<u>418,600</u>	<u>436,100</u>	
72	<u>273,600</u>	<u>293,000</u>	<u>316,800</u>	<u>362,800</u>	<u>406,000</u>	<u>418,900</u>	<u>436,400</u>	
73	<u>274,900</u>	<u>294,200</u>	<u>317,700</u>	<u>364,000</u>	<u>406,500</u>	<u>419,200</u>	<u>436,600</u>	
74	<u>276,300</u>	<u>295,600</u>	<u>319,300</u>	<u>365,200</u>	<u>406,900</u>	<u>419,500</u>	<u>436,900</u>	
75	<u>277,700</u>	<u>297,100</u>	<u>320,800</u>	<u>366,500</u>	<u>407,400</u>	<u>419,800</u>	<u>437,200</u>	
76	<u>278,900</u>	<u>298,600</u>	<u>322,500</u>	<u>367,800</u>	<u>407,900</u>	<u>420,100</u>	<u>437,500</u>	
77	<u>280,100</u>	<u>299,700</u>	<u>324,300</u>	<u>369,100</u>	<u>408,400</u>	<u>420,300</u>	<u>437,700</u>	
78	<u>281,300</u>	<u>301,200</u>	<u>326,000</u>	<u>370,300</u>	<u>408,900</u>	<u>420,600</u>	<u>438,000</u>	

改 正 案

37	<u>233,300</u>	<u>248,500</u>	<u>264,500</u>	<u>305,800</u>	<u>365,800</u>	<u>392,400</u>	<u>416,100</u>	<u>443,500</u>
38	<u>235,100</u>	<u>249,800</u>	<u>265,700</u>	<u>307,700</u>	<u>367,900</u>	<u>393,900</u>	<u>417,600</u>	<u>444,200</u>
39	<u>236,900</u>	<u>251,000</u>	<u>266,700</u>	<u>309,600</u>	<u>369,900</u>	<u>395,200</u>	<u>419,100</u>	<u>444,900</u>
40	<u>238,700</u>	<u>252,200</u>	<u>267,700</u>	<u>311,300</u>	<u>371,900</u>	<u>396,600</u>	<u>420,600</u>	<u>445,600</u>
41	<u>240,100</u>	<u>253,400</u>	<u>268,900</u>	<u>313,100</u>	<u>373,900</u>	<u>397,800</u>	<u>422,100</u>	<u>446,000</u>
42	<u>241,500</u>	<u>254,600</u>	<u>270,300</u>	<u>314,900</u>	<u>376,000</u>	<u>398,900</u>	<u>423,400</u>	<u>446,600</u>
43	<u>242,800</u>	<u>255,700</u>	<u>271,600</u>	<u>316,800</u>	<u>378,100</u>	<u>399,900</u>	<u>424,700</u>	<u>447,300</u>
44	<u>244,000</u>	<u>256,800</u>	<u>272,800</u>	<u>318,700</u>	<u>380,100</u>	<u>400,900</u>	<u>425,900</u>	<u>447,900</u>
45	<u>245,300</u>	<u>257,600</u>	<u>273,900</u>	<u>320,400</u>	<u>381,800</u>	<u>402,100</u>	<u>426,900</u>	<u>448,700</u>
46	<u>246,400</u>	<u>258,700</u>	<u>275,400</u>	<u>322,300</u>	<u>383,500</u>	<u>403,300</u>	<u>427,600</u>	<u>449,400</u>
47	<u>247,400</u>	<u>259,800</u>	<u>276,900</u>	<u>324,200</u>	<u>385,100</u>	<u>404,400</u>	<u>428,400</u>	<u>449,900</u>
48	<u>248,300</u>	<u>261,000</u>	<u>278,500</u>	<u>326,000</u>	<u>386,800</u>	<u>405,600</u>	<u>429,200</u>	<u>450,400</u>
49	<u>249,200</u>	<u>261,900</u>	<u>280,300</u>	<u>327,500</u>	<u>388,200</u>	<u>406,900</u>	<u>429,700</u>	<u>450,900</u>
50	<u>250,300</u>	<u>263,100</u>	<u>282,000</u>	<u>329,100</u>	<u>389,200</u>	<u>407,700</u>	<u>430,100</u>	<u>451,200</u>
51	<u>251,500</u>	<u>264,100</u>	<u>283,700</u>	<u>330,500</u>	<u>390,200</u>	<u>408,500</u>	<u>430,500</u>	<u>451,500</u>
52	<u>252,600</u>	<u>265,200</u>	<u>285,200</u>	<u>332,200</u>	<u>391,200</u>	<u>409,200</u>	<u>430,800</u>	<u>451,900</u>
53	<u>253,300</u>	<u>266,400</u>	<u>286,700</u>	<u>333,700</u>	<u>392,500</u>	<u>409,700</u>	<u>431,100</u>	<u>452,300</u>
54	<u>254,500</u>	<u>267,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,400</u>	<u>393,600</u>	<u>410,400</u>	<u>431,500</u>	<u>452,500</u>
55	<u>255,400</u>	<u>268,800</u>	<u>290,200</u>	<u>337,100</u>	<u>394,700</u>	<u>411,100</u>	<u>431,800</u>	<u>452,800</u>
56	<u>256,600</u>	<u>270,000</u>	<u>291,900</u>	<u>338,900</u>	<u>395,900</u>	<u>411,700</u>	<u>432,100</u>	<u>453,000</u>
57	<u>257,600</u>	<u>271,000</u>	<u>293,400</u>	<u>339,900</u>	<u>397,200</u>	<u>412,400</u>	<u>432,400</u>	<u>453,400</u>
58	<u>258,600</u>	<u>272,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,600</u>	<u>398,000</u>	<u>412,800</u>	<u>432,700</u>	<u>453,600</u>
59	<u>259,400</u>	<u>274,000</u>	<u>296,900</u>	<u>343,200</u>	<u>398,800</u>	<u>413,400</u>	<u>433,000</u>	<u>453,800</u>
60	<u>260,400</u>	<u>275,600</u>	<u>298,700</u>	<u>344,800</u>	<u>399,500</u>	<u>414,000</u>	<u>433,300</u>	<u>454,000</u>
61	<u>261,500</u>	<u>277,200</u>	<u>300,100</u>	<u>346,400</u>	<u>400,000</u>	<u>414,400</u>	<u>433,600</u>	<u>454,400</u>
62	<u>262,500</u>	<u>278,800</u>	<u>301,900</u>	<u>348,100</u>	<u>400,700</u>	<u>415,000</u>	<u>433,900</u>	
63	<u>263,600</u>	<u>280,400</u>	<u>303,700</u>	<u>349,800</u>	<u>401,400</u>	<u>415,500</u>	<u>434,200</u>	
64	<u>264,500</u>	<u>281,900</u>	<u>305,400</u>	<u>351,500</u>	<u>402,100</u>	<u>416,000</u>	<u>434,500</u>	
65	<u>265,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,800</u>	<u>353,100</u>	<u>402,400</u>	<u>416,500</u>	<u>434,800</u>	
66	<u>266,800</u>	<u>284,700</u>	<u>308,500</u>	<u>354,700</u>	<u>403,100</u>	<u>417,100</u>	<u>435,100</u>	
67	<u>268,000</u>	<u>286,200</u>	<u>309,900</u>	<u>356,300</u>	<u>403,800</u>	<u>417,500</u>	<u>435,400</u>	
68	<u>269,300</u>	<u>287,600</u>	<u>311,600</u>	<u>357,900</u>	<u>404,400</u>	<u>418,000</u>	<u>435,700</u>	
69	<u>270,500</u>	<u>289,200</u>	<u>313,000</u>	<u>359,100</u>	<u>404,800</u>	<u>418,400</u>	<u>435,900</u>	
70	<u>271,900</u>	<u>290,700</u>	<u>314,400</u>	<u>360,500</u>	<u>405,300</u>	<u>418,700</u>	<u>436,200</u>	
71	<u>273,300</u>	<u>292,300</u>	<u>315,800</u>	<u>361,800</u>	<u>405,900</u>	<u>419,000</u>	<u>436,500</u>	
72	<u>274,600</u>	<u>293,900</u>	<u>317,300</u>	<u>363,200</u>	<u>406,400</u>	<u>419,300</u>	<u>436,800</u>	
73	<u>275,800</u>	<u>295,100</u>	<u>318,100</u>	<u>364,400</u>	<u>406,900</u>	<u>419,600</u>	<u>437,000</u>	
74	<u>277,200</u>	<u>296,500</u>	<u>319,700</u>	<u>365,600</u>	<u>407,300</u>	<u>419,900</u>	<u>437,300</u>	
75	<u>278,600</u>	<u>298,000</u>	<u>321,200</u>	<u>366,900</u>	<u>407,800</u>	<u>420,200</u>	<u>437,600</u>	
76	<u>279,800</u>	<u>299,500</u>	<u>322,900</u>	<u>368,200</u>	<u>408,300</u>	<u>420,500</u>	<u>437,900</u>	
77	<u>281,000</u>	<u>300,500</u>	<u>324,700</u>	<u>369,500</u>	<u>408,800</u>	<u>420,700</u>	<u>438,100</u>	
78	<u>282,200</u>	<u>302,000</u>	<u>326,400</u>	<u>370,700</u>	<u>409,300</u>	<u>421,000</u>	<u>438,400</u>	

現

行

79	<u>282,500</u>	<u>302,500</u>	<u>327,600</u>	<u>371,500</u>	<u>409,500</u>	<u>420,900</u>	<u>438,300</u>
80	<u>283,600</u>	<u>304,000</u>	<u>329,200</u>	<u>372,700</u>	<u>410,000</u>	<u>421,200</u>	<u>438,600</u>
81	<u>284,700</u>	<u>305,400</u>	<u>330,900</u>	<u>373,900</u>	<u>410,400</u>	<u>421,400</u>	<u>438,800</u>
82	<u>285,900</u>	<u>306,800</u>	<u>332,600</u>	<u>375,100</u>	<u>411,000</u>	<u>421,700</u>	<u>439,100</u>
83	<u>287,200</u>	<u>308,100</u>	<u>334,200</u>	<u>376,200</u>	<u>411,500</u>	<u>422,000</u>	<u>439,400</u>
84	<u>288,500</u>	<u>309,500</u>	<u>335,900</u>	<u>377,400</u>	<u>411,700</u>	<u>422,200</u>	<u>439,700</u>
85	<u>289,700</u>	<u>310,600</u>	<u>337,300</u>	<u>378,500</u>	<u>412,000</u>	<u>422,400</u>	<u>439,900</u>
86	<u>290,900</u>	<u>312,100</u>	<u>338,800</u>	<u>379,100</u>	<u>412,500</u>	<u>422,700</u>	
87	<u>292,000</u>	<u>313,400</u>	<u>340,300</u>	<u>379,600</u>	<u>412,800</u>	<u>423,000</u>	
88	<u>293,200</u>	<u>314,900</u>	<u>341,800</u>	<u>380,200</u>	<u>413,100</u>	<u>423,200</u>	
89	<u>294,300</u>	<u>316,400</u>	<u>343,100</u>	<u>380,800</u>	<u>413,400</u>	<u>423,400</u>	
90	<u>295,500</u>	<u>317,900</u>	<u>344,300</u>	<u>381,400</u>	<u>413,800</u>	<u>423,700</u>	
91	<u>296,600</u>	<u>319,300</u>	<u>345,600</u>	<u>382,000</u>	<u>414,200</u>	<u>424,000</u>	
92	<u>297,800</u>	<u>320,800</u>	<u>346,900</u>	<u>382,600</u>	<u>414,600</u>	<u>424,200</u>	
93	<u>298,500</u>	<u>322,100</u>	<u>348,300</u>	<u>382,900</u>	<u>414,900</u>	<u>424,400</u>	
94	<u>299,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,800</u>	<u>383,400</u>			
95	<u>300,900</u>	<u>324,800</u>	<u>351,300</u>	<u>384,000</u>			
96	<u>302,200</u>	<u>326,100</u>	<u>352,800</u>	<u>384,500</u>			
97	<u>303,300</u>	<u>327,300</u>	<u>354,100</u>	<u>384,900</u>			
98	<u>304,500</u>	<u>328,600</u>	<u>355,300</u>	<u>385,300</u>			
99	<u>305,700</u>	<u>329,900</u>	<u>356,400</u>	<u>385,900</u>			
100	<u>306,900</u>	<u>331,200</u>	<u>357,600</u>	<u>386,400</u>			
101	<u>308,100</u>	<u>332,600</u>	<u>358,700</u>	<u>386,800</u>			
102	<u>309,100</u>	<u>333,500</u>	<u>359,800</u>	<u>387,300</u>			
103	<u>310,200</u>	<u>334,600</u>	<u>360,900</u>	<u>387,900</u>			
104	<u>311,200</u>	<u>335,800</u>	<u>362,100</u>	<u>388,400</u>			
105	<u>312,000</u>	<u>336,900</u>	<u>363,300</u>	<u>388,700</u>			
106	<u>312,600</u>	<u>338,000</u>	<u>363,800</u>	<u>389,100</u>			
107	<u>313,200</u>	<u>339,000</u>	<u>364,400</u>	<u>389,600</u>			
108	<u>313,900</u>	<u>340,100</u>	<u>365,000</u>	<u>389,900</u>			
109	<u>314,400</u>	<u>341,300</u>	<u>365,600</u>	<u>390,200</u>			
110	<u>314,900</u>	<u>342,300</u>	<u>366,100</u>	<u>390,700</u>			
111	<u>315,400</u>	<u>343,300</u>	<u>366,600</u>	<u>391,200</u>			
112	<u>316,000</u>	<u>344,200</u>	<u>367,100</u>	<u>391,700</u>			
113	<u>316,800</u>	<u>345,100</u>	<u>367,500</u>	<u>392,000</u>			
114	<u>317,500</u>	<u>346,000</u>	<u>367,900</u>	<u>392,500</u>			
115	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>368,500</u>	<u>393,000</u>			
116	<u>318,900</u>	<u>348,000</u>	<u>369,000</u>	<u>393,500</u>			
117	<u>319,500</u>	<u>349,000</u>	<u>369,400</u>	<u>393,800</u>			
118	<u>320,300</u>	<u>349,500</u>	<u>369,900</u>	<u>394,300</u>			
119	<u>321,000</u>	<u>350,100</u>	<u>370,500</u>	<u>394,800</u>			
120	<u>321,800</u>	<u>350,700</u>	<u>371,000</u>	<u>395,300</u>			

改 正 案

79	<u>283,400</u>	<u>303,200</u>	<u>328,000</u>	<u>371,900</u>	<u>409,900</u>	<u>421,300</u>	<u>438,700</u>
80	<u>284,400</u>	<u>304,700</u>	<u>329,600</u>	<u>373,100</u>	<u>410,400</u>	<u>421,600</u>	<u>439,000</u>
81	<u>285,500</u>	<u>306,000</u>	<u>331,300</u>	<u>374,300</u>	<u>410,800</u>	<u>421,800</u>	<u>439,200</u>
82	<u>286,700</u>	<u>307,400</u>	<u>333,000</u>	<u>375,500</u>	<u>411,400</u>	<u>422,100</u>	<u>439,500</u>
83	<u>288,000</u>	<u>308,600</u>	<u>334,600</u>	<u>376,600</u>	<u>411,900</u>	<u>422,400</u>	<u>439,800</u>
84	<u>289,300</u>	<u>310,000</u>	<u>336,300</u>	<u>377,800</u>	<u>412,100</u>	<u>422,600</u>	<u>440,100</u>
85	<u>290,500</u>	<u>311,000</u>	<u>337,700</u>	<u>378,900</u>	<u>412,400</u>	<u>422,800</u>	<u>440,300</u>
86	<u>291,700</u>	<u>312,500</u>	<u>339,200</u>	<u>379,500</u>	<u>412,900</u>	<u>423,100</u>	
87	<u>292,600</u>	<u>313,800</u>	<u>340,700</u>	<u>380,000</u>	<u>413,200</u>	<u>423,400</u>	
88	<u>293,800</u>	<u>315,300</u>	<u>342,200</u>	<u>380,600</u>	<u>413,500</u>	<u>423,600</u>	
89	<u>294,800</u>	<u>316,800</u>	<u>343,500</u>	<u>381,200</u>	<u>413,800</u>	<u>423,800</u>	
90	<u>296,000</u>	<u>318,300</u>	<u>344,700</u>	<u>381,800</u>	<u>414,200</u>	<u>424,100</u>	
91	<u>297,100</u>	<u>319,700</u>	<u>346,000</u>	<u>382,400</u>	<u>414,600</u>	<u>424,400</u>	
92	<u>298,300</u>	<u>321,200</u>	<u>347,300</u>	<u>383,000</u>	<u>415,000</u>	<u>424,600</u>	
93	<u>298,900</u>	<u>322,500</u>	<u>348,700</u>	<u>383,300</u>	<u>415,300</u>	<u>424,800</u>	
94	<u>300,200</u>	<u>323,800</u>	<u>350,200</u>	<u>383,800</u>			
95	<u>301,300</u>	<u>325,200</u>	<u>351,700</u>	<u>384,400</u>			
96	<u>302,600</u>	<u>326,500</u>	<u>353,200</u>	<u>384,900</u>			
97	<u>303,700</u>	<u>327,700</u>	<u>354,500</u>	<u>385,300</u>			
98	<u>304,900</u>	<u>329,000</u>	<u>355,700</u>	<u>385,700</u>			
99	<u>306,100</u>	<u>330,300</u>	<u>356,800</u>	<u>386,300</u>			
100	<u>307,300</u>	<u>331,600</u>	<u>358,000</u>	<u>386,800</u>			
101	<u>308,500</u>	<u>333,000</u>	<u>359,100</u>	<u>387,200</u>			
102	<u>309,500</u>	<u>333,900</u>	<u>360,200</u>	<u>387,700</u>			
103	<u>310,600</u>	<u>335,000</u>	<u>361,300</u>	<u>388,300</u>			
104	<u>311,600</u>	<u>336,200</u>	<u>362,500</u>	<u>388,800</u>			
105	<u>312,400</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>389,100</u>			
106	<u>313,000</u>	<u>338,400</u>	<u>364,200</u>	<u>389,500</u>			
107	<u>313,600</u>	<u>339,400</u>	<u>364,800</u>	<u>390,000</u>			
108	<u>314,300</u>	<u>340,500</u>	<u>365,400</u>	<u>390,300</u>			
109	<u>314,800</u>	<u>341,700</u>	<u>366,000</u>	<u>390,600</u>			
110	<u>315,300</u>	<u>342,700</u>	<u>366,500</u>	<u>391,100</u>			
111	<u>315,800</u>	<u>343,700</u>	<u>367,000</u>	<u>391,600</u>			
112	<u>316,400</u>	<u>344,600</u>	<u>367,500</u>	<u>392,100</u>			
113	<u>317,200</u>	<u>345,500</u>	<u>367,900</u>	<u>392,400</u>			
114	<u>317,900</u>	<u>346,400</u>	<u>368,300</u>	<u>392,900</u>			
115	<u>318,600</u>	<u>347,400</u>	<u>368,900</u>	<u>393,400</u>			
116	<u>319,300</u>	<u>348,400</u>	<u>369,400</u>	<u>393,900</u>			
117	<u>319,900</u>	<u>349,400</u>	<u>369,800</u>	<u>394,200</u>			
118	<u>320,700</u>	<u>349,900</u>	<u>370,300</u>	<u>394,700</u>			
119	<u>321,400</u>	<u>350,500</u>	<u>370,900</u>	<u>395,200</u>			
120	<u>322,200</u>	<u>351,100</u>	<u>371,400</u>	<u>395,700</u>			

現

行

121	<u>322,400</u>	<u>351,000</u>	<u>371,100</u>	<u>395,700</u>				
122	<u>322,700</u>	<u>351,400</u>	<u>371,700</u>	<u>396,200</u>				
123	<u>323,200</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,600</u>				
124	<u>323,700</u>	<u>352,300</u>	<u>372,600</u>	<u>397,100</u>				
125	<u>324,000</u>	<u>352,700</u>	<u>373,100</u>	<u>397,500</u>				
126		<u>353,100</u>	<u>373,600</u>					
127		<u>353,600</u>	<u>374,100</u>					
128		<u>354,000</u>	<u>374,600</u>					
129		<u>354,400</u>	<u>374,900</u>					
130		<u>354,800</u>	<u>375,400</u>					
131		<u>355,200</u>	<u>375,900</u>					
132		<u>355,600</u>	<u>376,400</u>					
133		<u>355,800</u>	<u>376,700</u>					
134		<u>356,300</u>	<u>377,200</u>					
135		<u>356,700</u>	<u>377,600</u>					
136		<u>357,000</u>	<u>378,000</u>					
137		<u>357,300</u>	<u>378,300</u>					
138		<u>357,700</u>	<u>378,800</u>					
139		<u>358,200</u>	<u>379,300</u>					
140		<u>358,700</u>	<u>379,800</u>					
141		<u>359,000</u>	<u>380,100</u>					
142		<u>359,500</u>						
143		<u>360,000</u>						
144		<u>360,500</u>						
145		<u>360,800</u>						
再任用職員	<u>240,700</u>	<u>252,400</u>	<u>256,500</u>	<u>287,800</u>	<u>304,300</u>	<u>318,400</u>	<u>342,000</u>	<u>377,100</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案

121	<u>322,800</u>	<u>351,400</u>	<u>371,500</u>	<u>396,100</u>				
122	<u>323,100</u>	<u>351,800</u>	<u>372,100</u>	<u>396,600</u>				
123	<u>323,600</u>	<u>352,300</u>	<u>372,600</u>	<u>397,000</u>				
124	<u>324,100</u>	<u>352,700</u>	<u>373,000</u>	<u>397,500</u>				
125	<u>324,400</u>	<u>353,100</u>	<u>373,500</u>	<u>397,900</u>				
126		<u>353,500</u>	<u>374,000</u>					
127		<u>354,000</u>	<u>374,500</u>					
128		<u>354,400</u>	<u>375,000</u>					
129		<u>354,800</u>	<u>375,300</u>					
130		<u>355,200</u>	<u>375,800</u>					
131		<u>355,600</u>	<u>376,300</u>					
132		<u>356,000</u>	<u>376,800</u>					
133		<u>356,200</u>	<u>377,100</u>					
134		<u>356,700</u>	<u>377,600</u>					
135		<u>357,100</u>	<u>378,000</u>					
136		<u>357,400</u>	<u>378,400</u>					
137		<u>357,700</u>	<u>378,700</u>					
138		<u>358,100</u>	<u>379,200</u>					
139		<u>358,600</u>	<u>379,700</u>					
140		<u>359,100</u>	<u>380,200</u>					
141		<u>359,400</u>	<u>380,500</u>					
142		<u>359,900</u>						
143		<u>360,400</u>						
144		<u>360,900</u>						
145		<u>361,200</u>						
再任用職員	<u>241,100</u>	<u>252,800</u>	<u>256,900</u>	<u>288,200</u>	<u>304,700</u>	<u>318,800</u>	<u>342,400</u>	<u>377,500</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。附則第32項において「休日」という。）の日数に同条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3まで及び附則第30項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4及び附則第33項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第30項第3

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第16条 第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料、これに対する地域手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を休暇等条例第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における同条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（これらの日のうち同条例第3条第1項に規定する週休日と重なる日を除く。）の日数に同条例第3条第2項に規定する1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第18条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受

現 行

号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第30項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)、12月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)、12月に支給する場合には100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～29 略

改 正 案

けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

(勤勉手当)

第17条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～29 略

(55歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置)

30 平成30年3月31日までの間、職員（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上（消防職給料表の適用を受ける職員にあつては7級以上）である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第32項及び第33項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第32項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規

改 正 案

定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第17条の4第4項において準用する第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第33項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第17条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第33項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第17条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

- (5) 第18条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第18条第1項 前4号に定める額

イ 第18条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第18条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第18条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

オ 第18条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

- 3.1 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市規則で

改 正 案

定める。

32 附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における休日の日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから当該年度における休日の日数に1日当たりの勤務時間を乗じて得たものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275（特定幹部職員にあつては、100分の1.575）、12月に支給する場合には100分の1.425（特定幹部職員にあつては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合には100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

改 正 案

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】
（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

現 行

別表第1 (第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料	146,100	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 (第4条関係)】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

改 正 案

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	373,000円
2	421,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料	147,100	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合には、100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 規定の整理を行うこと。(第 2 条及び第 2 条の 3 関係)
- 2 非常勤職員が当該職員の子が 2 歳に達する日まで育児休業を取得できる要件を定めること。(第 2 条の 4 関係)
- 3 保育所の入所等に当たり待機児童となっている場合に育児休業を延長できる規定を加えること。(第 3 条及び第 4 条関係)
- 4 育児短時間勤務をすることができる特別の事情を改めること。
(第 1 0 条関係)
- 5 5 5 歳を超える職員に対する給与の支給に関する特例措置を受ける職員に係る規定を削ること。(附則関係)

[参照条文]

議案第 1 7 号と同じ。

現	行
（育児休業をすることができない職員）	
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	
(1)～(3) 略	
(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	
(ア) 略	
(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（ <u>第2条の3第3号</u> において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	
(ウ) 略	
イ・ウ 略	
（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）	
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。	
(1) 略	
(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より	

改 正 案

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)～(3) 略

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 略

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 略

イ・ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 略

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過

現

行

後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することのできなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

改 正 案

する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することのできなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

現 行

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

附 則

1～3 略

(給与条例附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第30項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に休暇等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減

改 正 案

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

附 則

1～3 略

じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第19条の規定の適用については、同条中「前2条」とあるのは、「前2条及び附則第4項」とする。

6 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第30項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に休暇等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 給与条例附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第23条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは、「附則第32項」とする。

8・9 略

改 正 案

4 · 5 略

(職 員 課)

議案第 26 号

栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

教育長の厚生会会員の区分を一般職の職員から特別職に変更すること。

(第 3 条関係)

[参照条文]

議案第 17 号と同じ。

議案第26号(職員課)

栃木市職員厚生会に関する条例の一部を改正する条例

現

行

(会員)

第3条 会員は、次に掲げる市の職員とする。

- (1) 常時勤務に服することを要する一般職の職員(法第28条第2項の規定により休職の処分を受けた者及び法令又は条例の規定により、職務に専念する義務を免除された者を含む。)
- (2) 市長及び副市長

改 正 案

(会員)

第3条 会員は、次に掲げる市の職員とする。

- (1) 常時勤務に服することを要する一般職の職員(法第28条第2項の規定により休職の処分を受けた者及び法令又は条例の規定により、職務に専念する義務を免除された者を含む。)
- (2) 市長、副市長及び教育長

(保険医療課)

議案第 27 号

栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正する条例の
制定について

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険財政調整基金条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

国民健康保険財政調整基金を処分することができる経費に、国民健康保険事業費納付金を加え、後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費拠出金及び介護給付費・地域支援事業支援納付金を削ること。(第6条関係)

[参照条文]

議案第 17 号と同じ。

現 行

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 保険給付及び保健事業に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金の納付に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護給付費・地域支援事業支援納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。

改 正 案

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 保険給付及び保健事業に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に規定する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合においてその財源に充てるとき。

(保険医療課)

議案第28号

栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

保険料を徴収すべき被保険者に住所地特例の適用を受ける者を加えること。

(第3条関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

現 行

（保険料を徴収すべき被保険者）

第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1) 略

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、病院等（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であつて、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であつて、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者

改 正 案

(保険料を徴収すべき被保険者)

第3条 市が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1) 略

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第55条第1項(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等(法第55条第1項に規定する病院等をいう。以下同じ。)に入院等(法第55条第1項に規定する入院等をいう。以下同じ。)をした際本市に住所を有していた被保険者

(3) 法第55条第2項第1号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していた被保険者

(4) 法第55条第2項第2号(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った法第55条第2項第2号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していた被保険者

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 多機能型の定義を改めること。(第2条関係)
- 2 職場定着のための支援に係る基準を定めること。(第44条の2関係)
- 3 自立訓練(機能訓練)対象者の要件を全障がい種別とすること。
(第51条関係)
- 4 自立訓練(生活訓練)対象者の要件を全障がい種別とすること。
(第56条関係)
- 5 通勤訓練の実施に係る基準を定めること。(第64条の2関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

現 行

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（基本方針）

第51条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7第1号に規定する者に対して、規則第6条の6第1号に規

改 正 案

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) 略

(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。))第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)の事業、自立訓練(生活訓練)(規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型(規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)の事業及び就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)の事業並びに児童発達支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。)の事業、医療型児童発達支援(同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業、放課後等デイサービス(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業、居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(職場への定着のための支援の実施)

第44条の2 生活介護事業者は、障がい者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)等の関係機関と連携して、当該障がい者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(基本方針)

第51条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の

現 行

定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第45条から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

(基本方針)

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の7第2号に規定する者に対して、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第45条から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(実習の実施)

第65条 略

2. 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害

改 正 案

維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第55条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第44条の2から第49条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

(基本方針)

第56条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(準用)

第60条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第36条まで、第40条、第41条、第44条の2から第49条まで、第53条及び第54条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(通勤のための訓練の実施)

第64条の2 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第65条 略

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害

現 行

者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（準用）

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

改 正 案

者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第69条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第43条、第44条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第17条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(障がい福祉課)

議案第 30 号

栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

指定障がい者支援施設が障がい児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業員の員数及び設備に関する特例を廃止すること。

(第 6 条及び第 10 条関係)

[参照条文]

議案第 17 号と同じ。

現 行

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第5条—第8条）

第2節 設備に関する基準（第9条・第10条）

第3節 運営に関する基準（第11条—第61条）

附則

（従業者の員数に関する特例）

第6条 指定障がい者支援施設が、福祉型障がい児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第10条において同じ。）に係る指定障がい児入所施設等（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第10条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障がい福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第10条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。第10条において「指定入所施設基準」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているものとみなすことができる。

第7条・第8条 略

第2節 設備に関する基準

第9条 略

（設備に関する特例）

第10条 指定障がい者支援施設が、福祉型障がい児入所施設に係る指定障がい児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障がい福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第5条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第11条 指定障がい者支援施設は、支給決定障がい者が施設障がい福祉サービスの利用の申

する条例

改 正 案

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第5条—第7条）

第2節 設備に関する基準（第8条）

第3節 運営に関する基準（第9条—第59条）

附則

第6条・第7条 略

第2節 設備に関する基準

第8条 略

第3節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第9条 指定障がい者支援施設は、支給決定障がい者が施設障がい福祉サービスの利用の申込

現 行

込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障がい福祉サービスの種類ごとに、第46条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障がい福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

第12条～第24条 略

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第25条 略

2 指定障がい者支援施設は、第23条第2項の法定代理受領を行わない施設障がい福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障がい福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者に対して交付しなければならない。

第26条～第45条 略

(運営規程)

第46条 指定障がい者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程 (第52条において「運営規程」という。) を定めておかななければならない。

(1)～(13) 略

第47条～第60条 略

(記録の整備)

第61条 略

2 指定障がい者支援施設は、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障がい福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第21条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 略
- (3) 第44条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第53条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第57条第2項に規定する苦情の内容等の記録

改 正 案

みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障がい福祉サービスの種類ごとに、第44条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障がい福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

第10条～第22条 略

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

第23条 略

2 指定障がい者支援施設は、第21条第2項の法定代理受領を行わない施設障がい福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障がい福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障がい者に対して交付しなければならない。

第24条～第43条 略

(運営規程)

第44条 指定障がい者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程 (第50条において「運営規程」という。) を定めておかななければならない。

(1)～(13) 略

第45条～第58条 略

(記録の整備)

第59条 略

2 指定障がい者支援施設は、利用者に対する施設障がい福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障がい福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第19条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 略
- (3) 第42条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第51条第2項に規定する身体拘束等の記録
- (5) 第55条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 第59条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

1 略

(多目的室の経過措置)

2 平成18年9月30日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障がい者療護施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条第3号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障がい者更生施設」という。）（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第1項の多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

3 平成18年9月30日において現に存する指定知的障がい者更生施設（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第9条第2項の規定の適用については、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

4 平成18年9月30日において現に存する指定身体障がい者療護施設（整備省令第1条第2号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成1

改 正 案

(6) 第57条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

1 略

(多目的室の経過措置)

2 平成18年9月30日において現に存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障がい者療護施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第1条第3号の規定による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障がい者更生施設」という。）（それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において、施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第8条第1項の多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

3 平成18年9月30日において現に存する指定知的障がい者更生施設（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第8条第2項の規定の適用については、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

(居室面積の経過措置)

4 平成18年9月30日において現に存する指定身体障がい者療護施設（整備省令第1条第2号の規定による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成1

現 行

4年厚生労働省令第79号)附則第3条の適用を受けているものに限る。)又は指定知的障がい者更生施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての**第9条第2項**の規定の適用については、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

5 平成18年9月30日において現に存する指定知的障がい者更生施設(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、**第9条第2項第2号キ**のブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

6 平成18年9月30日において現に存する指定知的障がい者更生施設(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての**第9条第2項**の規定の適用については、同条第2項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。

7 平成18年9月30日において現に存する指定身体障がい者療護施設又は指定知的障がい者更生施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、**第9条第2項第8号イ**の規定は、適用しない。

改 正 案

4年厚生労働省令第79号)附則第3条の適用を受けているものに限る。)又は指定知的障がい者更生施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第8条第2項の規定の適用については、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

5 平成18年9月30日において現に存する指定知的障がい者更生施設(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第8条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

6 平成18年9月30日において現に存する指定知的障がい者更生施設(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物についての第8条第2項の規定の適用については、同条第2項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。

7 平成18年9月30日において現に存する指定身体障がい者療護施設又は指定知的障がい者更生施設(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において施設障がい福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第8条第2項第8号イの規定は、適用しない。

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険事業計画の見直しに伴う介護保険料の改定及び介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市介護保険条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 平成30年度から平成32年度までの各年度における介護保険料率を改めること。(第3条関係)
- 2 引用条項の整理を行うこと。(第5条関係)
- 3 過料を科す対象者を改めること。(第19条関係)
- 4 規定の整理を行うこと。(附則関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

議案第31号（地域包括ケア推進課）

栃木市介護保険条例の一部を改正する条例

現	行
（保険料率）	
第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。	
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>30,600円</u>	
(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>39,700円</u>	
(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>45,900円</u>	
(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,000円</u>	
(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,200円</u>	
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,400円</u>	
ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	
イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ <u>又は第10号イ</u> に該当する者を除く。）	
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>79,500円</u>	
ア 合計所得金額が125万円を超え200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	
イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ <u>又は第10号イ</u> に該当する者を除く。）	

改 正 案

(保険料率)

第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる

第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 43,680円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 50,400円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 57,120円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 67,200円
- (6) 次のいずれかに該当する者 80,640円

ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。))が125万円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 87,360円

ア 合計所得金額が125万円を超え200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(政令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 91,800円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 107,100円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 122,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 137,700円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万7,540円とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

改 正 案

(8) 次のいずれかに該当する者 100,800円

ア 合計所得金額が200万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 117,600円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 134,400円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 151,200円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 168,000円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万240円とする。

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に、政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第3条第1項第6号から第10号のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第19条 被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

附 則

(延滞金の割合に関する特例)

第12条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同行の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

改 正 案

第5条 略

2 略

3 保険料の賦課期日後に、政令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又はこの条例第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から政令第39条第1項第1号から第5号まで又はこの条例第3条第1項第6号から第11号のいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 略

第19条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第20.2条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。

附 則

(延滞金の割合に関する特例)

第12条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同行の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者に関する基準を改めること。
(第7条関係)
- 2 共生型地域密着型サービスに関する基準を定めること。
(第4章第5節関係)
- 3 指定療養通所介護事業所の利用定員を改めること。(第84条関係)
- 4 共生型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員を改めること。
(第103条関係)
- 5 取扱方針に、身体的拘束等の適正化を図るため講じなければならない措置を加えること。
(第146条、第166条、第185条、第210条、第219条関係)
- 6 医療機関併設型指定地域密着型特定施設に係る経過措置を設けること。

(附則関係)

[参照条文]

議案第17号と同じ。

現 行

目次

第 1 章～第 3 章 略

第 4 章 地域密着型通所介護

第 1 節～第 4 節 略

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款～第 4 款 略

第 5 章～第 10 章 略

附則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件を定め、並びに法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 略

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第 7 条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

改 正 案

目次

第1章～第3章 略

第4章 地域密着型通所介護

第1節～第4節 略

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準（第79条の2・第79条の3）

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款～第4款 略

第5章～第10章 略

附則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件を定め、法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) 略

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3)・(4) 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3・4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 略

6 略

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

改 正 案

(1) 略

(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3)・(4) 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3・4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)～(11) 略

(12) 介護医療院

6 略

7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9～11 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第219条第10項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（心身の状況等の把握）

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第65条、第87条及び第88条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第33条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等

改 正 案

9～11 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第219条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（心身の状況等の把握）

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（栃木市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年栃木市条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第65条、第87条及び第88条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（勤務体制の確保等）

第33条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

からの通報を受けることができる。

4 略

(地域との連携等)

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2・3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第48条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

改 正 案

4 略

(地域との連携等)

第40条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2・3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第48条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

現

行

改 正 案

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第79条の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木市条例第17号）以下この条において「指定障がい福祉サービス等基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障がい福祉サービス等基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障がい福祉サービス等基準

現

行

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

改 正 案

条例第79条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第142条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障がい福祉サービス等基準条例第152条に規定する指定自立訓練(生活訓練)をいう。)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この号において「指定生活介護等」という。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第79条の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第61条、第63条、第64条第4項並びに前節(第79条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第71条に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第64条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第68条第4号、第69条第5項及び第72条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第78条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

現 行

(利用定員)

第84条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第91条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第99条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。

改 正 案

(利用定員)

第84条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第86条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第93条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第91条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第94条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第97条 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第66条（第3項第2号を除く。）、第67条及び第72条から第77条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第93条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第72条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第77条第4項中「第64条第4項」とあるのは「第85条第4項」と、読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第99条 単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。

現 行

以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2～7 略

(利用定員等)

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下

改 正 案

以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設)に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

2～7 略

(利用定員等)

第103条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下

現 行

同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第112条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第112条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、

改 正 案

同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第112条第7項及び第219条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(従業者の員数等)

第112条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第219条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居

現 行

夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第5項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

改 正 案

宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> (医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	介護職員
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 略

(管理者)

第113条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第2項、第141条及び第221条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第114条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第123条 略

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、**指定居宅介護支援等基準第13条各号**に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(協力医療機関等)

第133条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時

改 正 案

(管理者)

第113条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第221条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第140条第2項、第141条及び第221条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第114条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(居宅サービス計画の作成)

第123条 略

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第16条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(協力医療機関等)

第133条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時

現 行

の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第140条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第141条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第146条 略

2～6 略

7 略

改 正 案

の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第140条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第141条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第146条 略

2～6 略

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 略

(協力医療機関等)

第154条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第159条 略

2・3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5・6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) 略

8～10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

改 正 案

(協力医療機関等)

第154条 略

2 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(従業者の員数)

第159条 略

2・3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5・6 略

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- (3) 介護医療院 介護支援専門員

8～10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第166条 略

2～5 略

6 略

(従業者の員数)

第179条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第206条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）及びユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第38条に規定する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の介護職員及び看護職員（第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉

改 正 案

第166条 略

2～5 略

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 略

(従業者の員数)

第179条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第206条に規定するユニット型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第215条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施

現 行

施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第7号並びに第208条第1項第4号において同じ。）
介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(3) 略

9～17 略

（サービス提供困難時の対応）

第181条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）

第185条 略

2～5 略

改 正 案

設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第7号並びに第208条第1項第4号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5～7 略

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 略

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 略

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～17 略

(サービス提供困難時の対応)

第181条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第185条 略

2～5 略

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置

6 略

(運営規程)

第196条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6)・(7) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第210条 略

2～7 略

8 略

改 正 案

を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施すること。

7 略

(緊急時等の対応)

第193条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第179条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかななければならない。

(運営規程)

第196条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1)～(5) 略

(6) 緊急時等における対応方法

(7)・(8) 略

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第210条 略

2～7 略

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(運営規程)

第214条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7)・(8) 略

(従業者の員数等)

第219条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）を

改 正 案

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

9 略

(運営規程)

第214条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営について
の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 緊急時等における対応方法

(8)・(9) 略

(従業者の員数等)

第219条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能
型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居
宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる
従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の
時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型
居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機
能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者を
いう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規
模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又は
その端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録
者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第112条第
7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本
体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予
防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居
宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」
という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事
業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能

現

行

いう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

改 正 案

型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第112条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2～5 略

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第112条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

現 行

(1)~(4) 略

8・9 略

10 略

改 正 案

(1)～(4) 略

(5) 介護医療院

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

11・12 略

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第227条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 略

(管理者)

第220条 略

2. 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第221条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第222条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）

改 正 案

(管理者)

第220条 略

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第221条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第222条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サ

現 行

まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

(設備及び備品等)

第223条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 宿泊室

ア～エ 略

3・4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第227条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 略

(準用)

第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条か

改 正 案

テラライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)まで
(設備及び備品等)

第223条 略

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 宿泊室

ア～エ 略

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3・4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第227条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第219条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～10 略

(準用)

第230条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第70条、第72条、第75条、第76条、第117条か

現 行

ら第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章4節」と、第72条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第7条において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広

改 正 案

ら第120条まで、第123条から第125条まで、第127条、第128条及び第130条から第135条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第230条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第70条第2項中「この節」とあるのは「第10章4節」と、第72条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第76条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第117条中「第112条第12項」とあるのは「第219条第13項」と、第119条及び第127条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第135条中「第112条第6項」とあるのは「第219条第7項各号」と読み替えるものとする。

附 則

- 5 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広

現 行

さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 略

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第180条第1項第9号及び第208条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

改 正 案

さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

- 6 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第180条第1項第8号アの規定にかかわらず、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)・(2) 略

- 7 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第180条第1項第9号及び第208条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

- 10 第159条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の

現

行

改 正 案

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

1.1 第161条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。